

# 令和4年度税制改正の概要

改正の概要とその背景を踏まえて

禁無断転載

# 目次

## 【法人課税】

- ・ 積極的な賃上げ等を促すための措置(賃上げ促進税制)
- ・ オープンイノベーション促進税制の拡充
- ・ 5G導入促進税制の見直し
- ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

## 【個人所得課税】

- ・ 住宅ローン控除等の見直し
- ・ 納税地の変更・異動手続の見直し
- ・ 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し
- ・ 大口株主等の要件の見直し

## 【資産課税】

- ・ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
- ・ 法人版事業承継税制の改正

## 【消費課税】

- ・ 適格請求書発行事業者の登録手続の柔軟化
- ・ インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

## 【円滑・適正な納税のための環境整備】

- ・ 電子取引データ保存の保存方法のう宥措措置

- ・ タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備
- ・ 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備
- ・ 証拠書類のない簿外経費への対応策
- ・ 修正申告書等の記載事項の整備
- ・ 財産債務調書制度の見直し
- ・ 登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

## 【税理士制度の見直し】

## 【地方税】

- ・ 固定資産税(土地)の負担調整措置
- ・ 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応等
- ・ 大法人に対する法人事業所得割の税率の見直し
- ・ ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し
- ・ 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応
- ・ eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大
- ・ eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大
- ・ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

(備考：図表は財務省・総務省作成資料を基に作成。)

## 【法人課税】

積極的な賃上げ等を促すための措置(賃上げ促進税制)

## 2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について

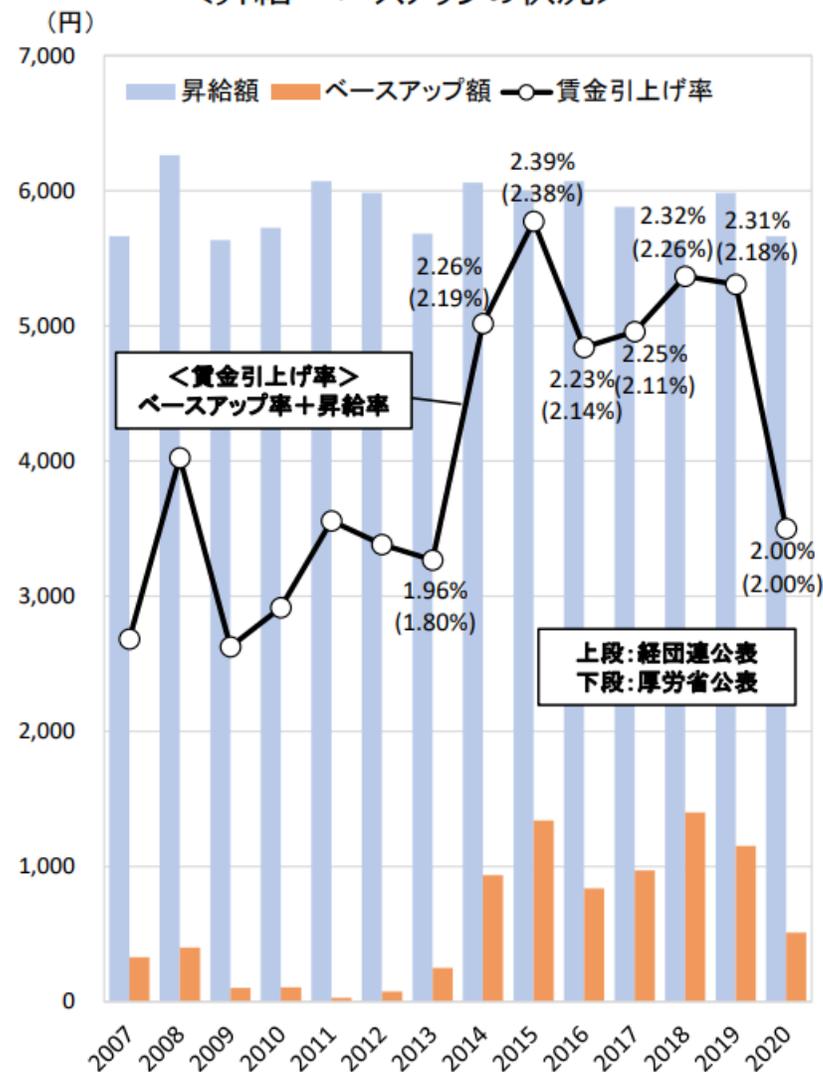
### 第3回「新しい資本主義実現会議」 岸田総理のご発言 (令和3年11月26日)(抜粋)

- 民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。

(中略)

- 経団連におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を、思い切って一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待いたします。

### <昇給・ベースアップの状況>

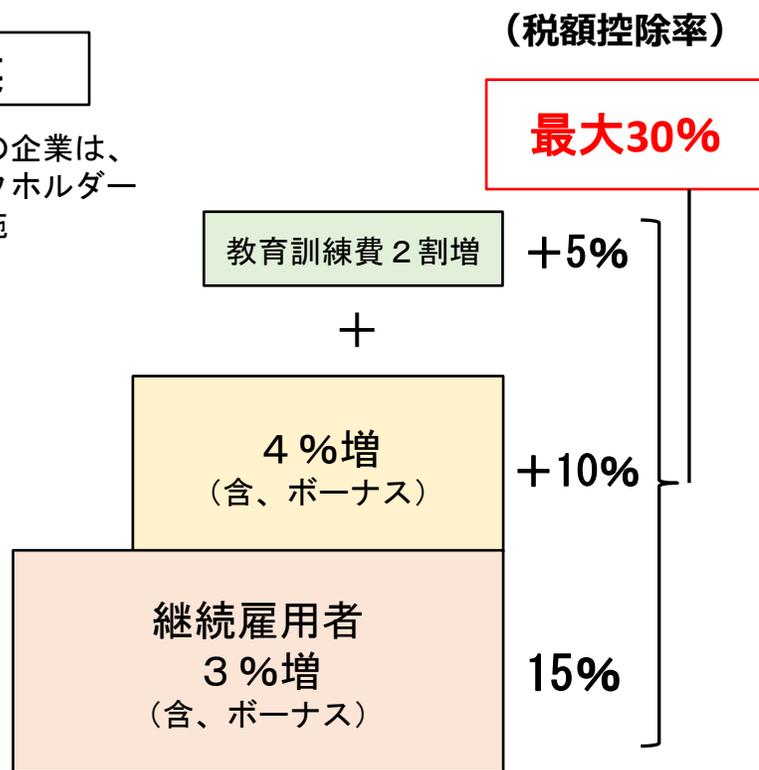


# 賃上げ促進税制について

【R4改正】

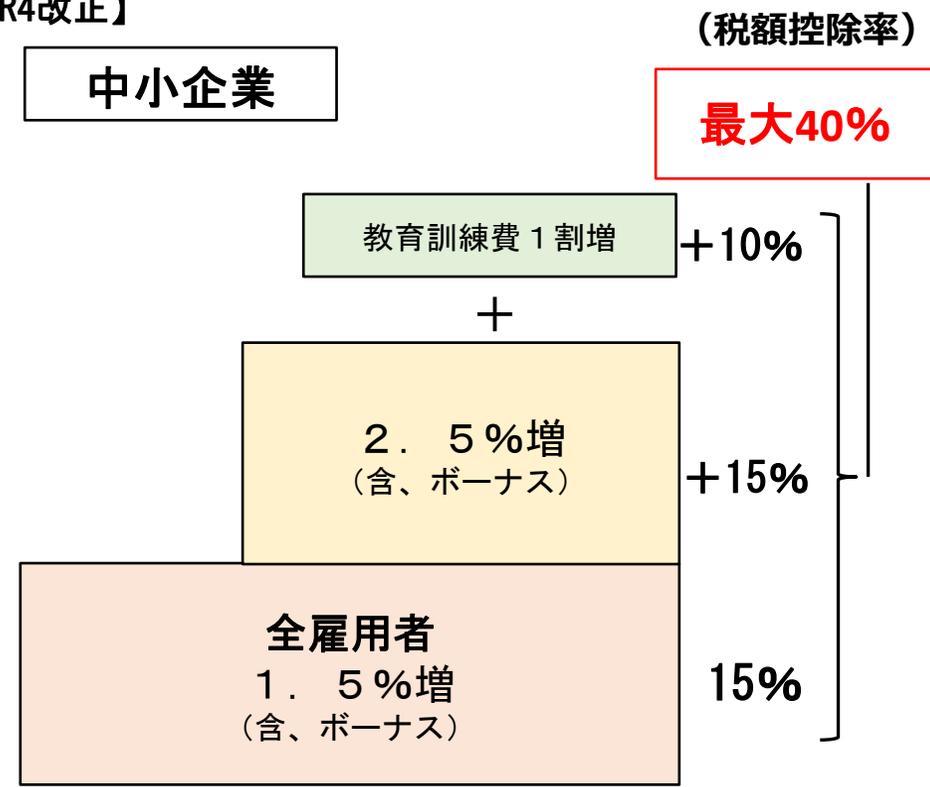
## 大企業

※一定規模以上の企業は、  
マルチステークホルダー  
経営宣言を実施

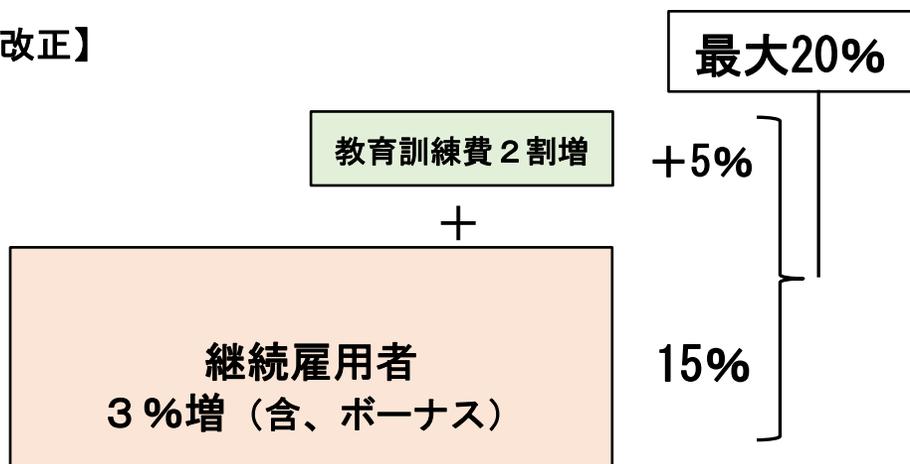


【R4改正】

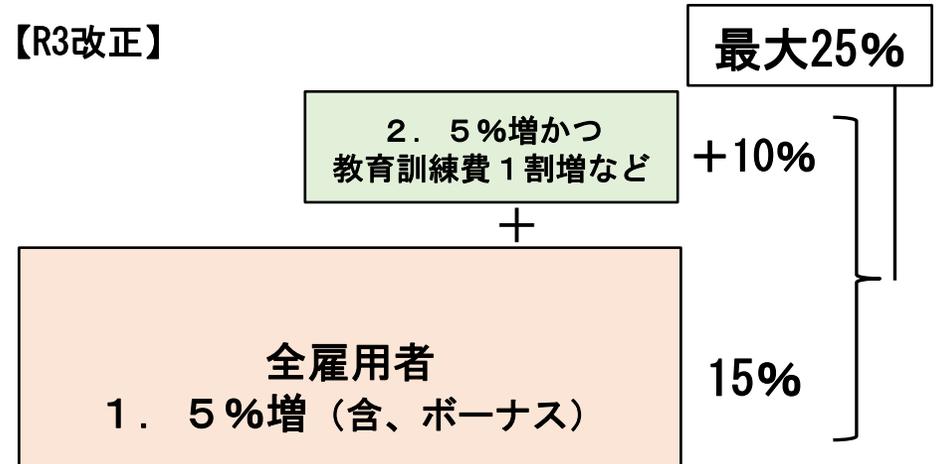
## 中小企業



【H30改正】



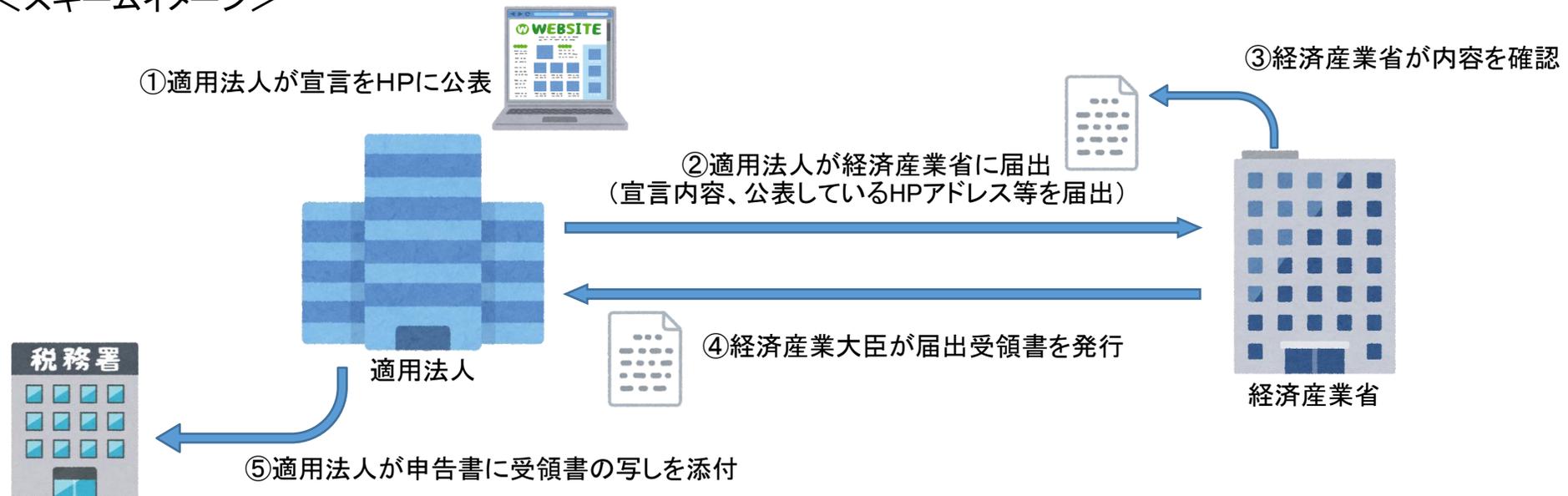
【R3改正】



## マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言 (マルチステークホルダー経営宣言)

- マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいう。
- 具体的には、
  - (1) 従業員への還元（「給与等の支給額の上げの方針」、「人材育成の方針」等）
  - (2) 取引先への配慮（「取引先との適切な関係の構築の方針」）をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出ることとなります。

### <スキームイメージ>





## 賃上げ促進税制(大企業)

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。(2年間の時限措置) その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		《改正前》 ※人材確保等促進税制		《改正後》	
<b>【適用要件】</b>					
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額: 対前年度増加率2%以上		継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率3%以上	
■マルチステークホルダーへの配慮※1				従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること	
<b>【税額控除】</b>		<b>[控除率最大20%]</b>		<b>[控除率最大30%]</b>	
■控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額		雇用者全体の給与総額の前年度増加額	
■控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)			+10%	継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5%	※2 教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+5% ※3	教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		●→ (変更なし)	

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

## 賃上げ促進税制(中小企業)

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)する。

		《改正前》 ※所得拡大促進税制		《改正後》	
【適用要件】					
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上 ●		→ (変更なし)	
【税額控除】		〔控除率最大25%〕		〔控除率最大40%〕	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ●		→ (変更なし)	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の充足 <sup>※1</sup>		+10% <sup>※2</sup>
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%		● → (変更なし)	

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

# これまでの賃上げ税制等の概要

		制度の概要														
<p><b>大企業向け</b> (人材確保等促進税制)</p>	<p><b>【適用要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者の給与総額 : 対前年度比2%以上増</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者の給与総額の15%の税額控除</li> </ul> <p>(注1) 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.2倍以上である場合には、控除率を5%上乘せ (→合計20%)</p> <p>(注2) 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> </ul> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比3%増</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者 給与総額 前年度比2%増</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度比 2%増</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H25	H29	H30	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比3%増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者 給与総額 前年度比2%増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度比 2%増</li> </ul>			<p>一人当たり賃金の 引上げに着目</p>	<p>コロナ禍で雇用 確保を重視</p>
	H25	H29	H30	R3												
<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比3%増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者 給与総額 前年度比2%増</li> </ul>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均給与 前年度比 2%増</li> </ul>															
<p><b>中小企業向け</b> (所得拡大促進税制)</p>	<p><b>【適用要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者全体の給与総額 : 対前年度比1.5%以上増</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除</li> </ul> <p>(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ (→合計25%)</p> <p>(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上</li> <li>② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H25</th> <th>H30</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	H25	H30	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul>	<p>一人当たり賃金の 引上げに着目</p>	<p>コロナ禍で雇用 確保を重視</p>						
	H25	H30	R3													
<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 24年度比増</li> <li>平均給与 前年度以上増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者 給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額 前年度比 1.5%増</li> </ul>														

当期と前期で  
毎月給与の  
支給がある雇用者

当期と前期で  
毎月給与の  
支給がある雇用者

## 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業が、以下に該当する場合には、研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定を適用しない。(適用期限:令和6年3月31日)

### (制度の概要)

〔 所得金額が前年度の所得金額を超える場合 〕

① 給与：継続雇用者の給与総額が前年度の継続雇用者の給与総額以下の場合

かつ

② 投資：国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額以下の場合

### (追加：前期黒字・当期所得増の一定規模以上の大企業の場合)

〔 以下のいずれにも該当する場合 〕

① 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上の場合

② 前年度の所得金額が0を超える(黒字)場合

③ 所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合が1%未満であること

※令和4年度については、0.5%未満

かつ

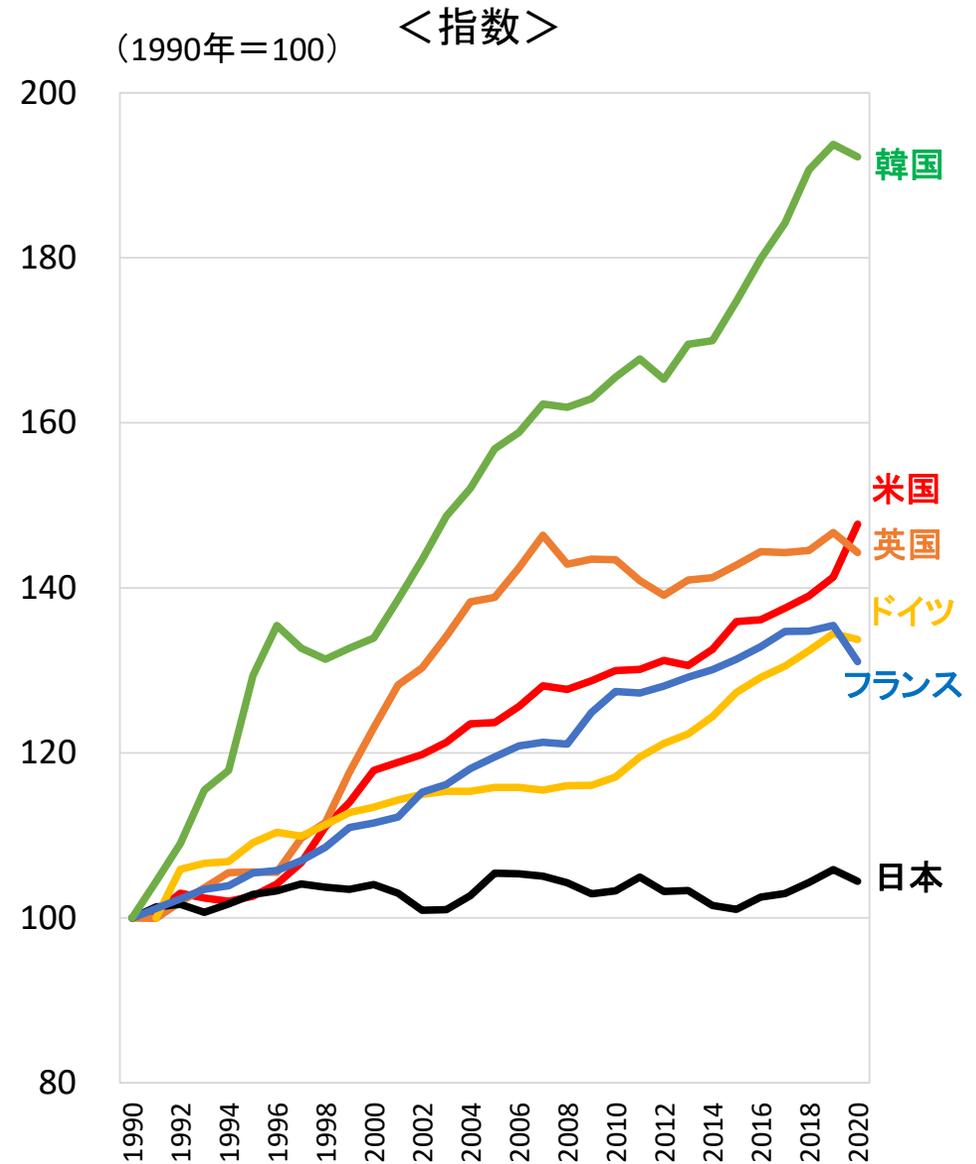
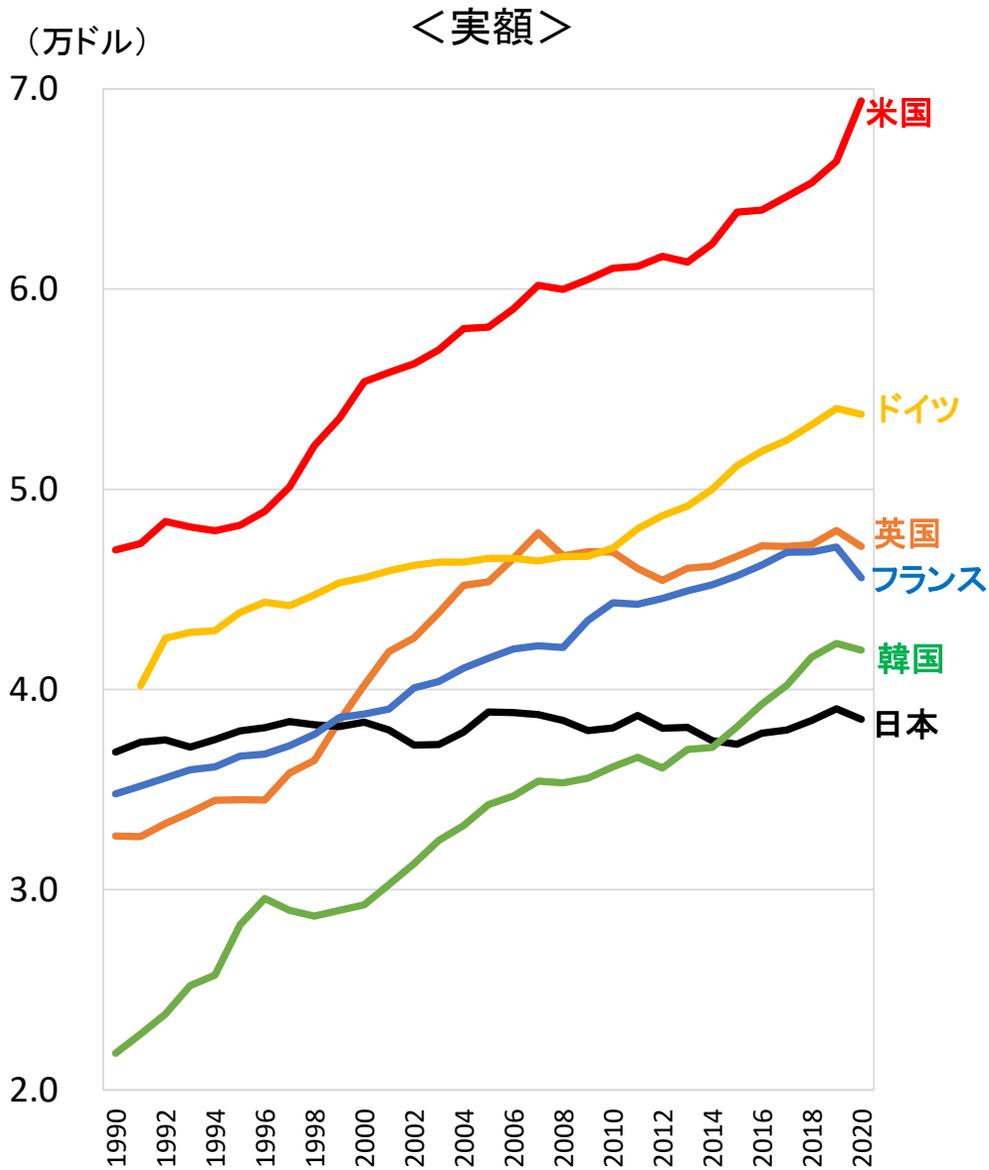
② 投資：同左

※ 特定税額控除：次の制度の税額控除

①研究開発税制、②地域未来投資促進税制、③5G導入促進税制、④デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、

⑤カーボンニュートラル投資促進税制

# 平均賃金の国際比較

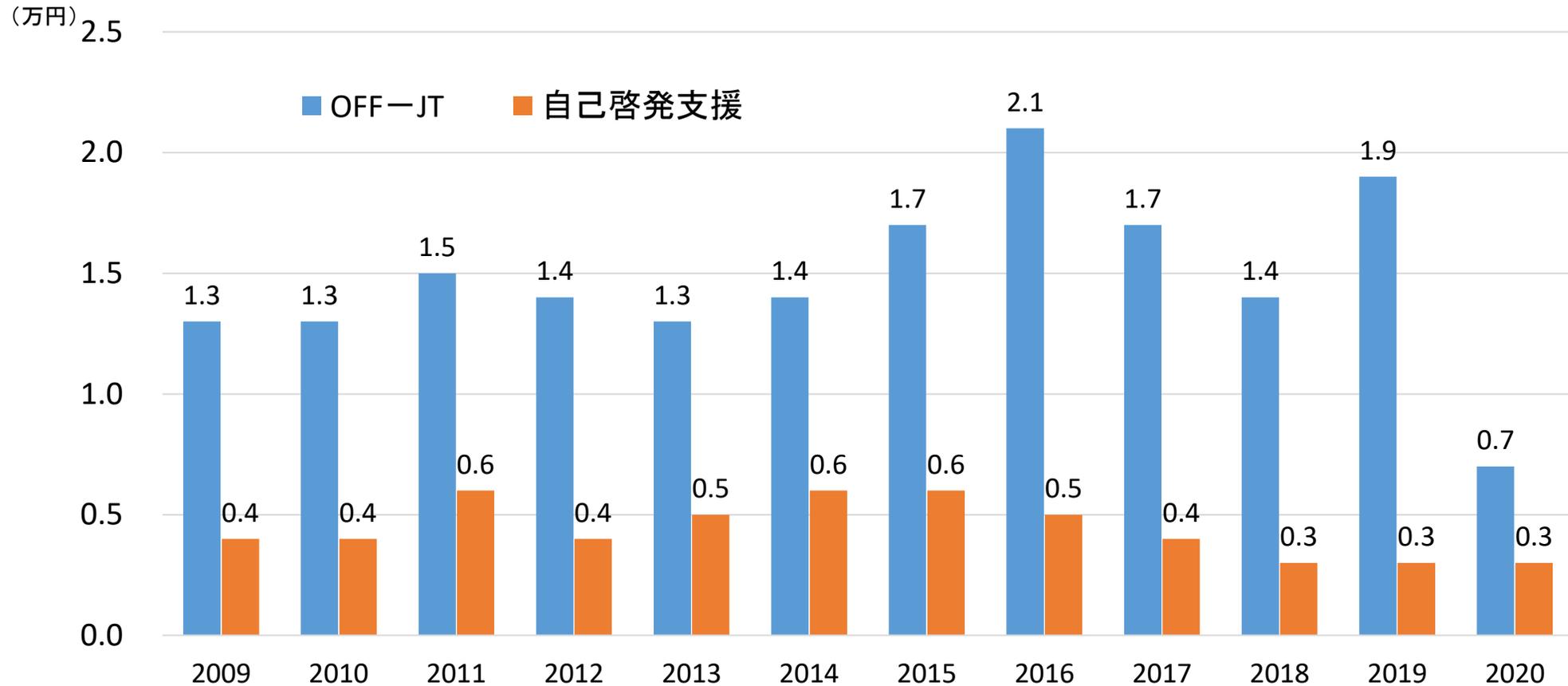


(出典) OECD database

(注) 購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年=100。

# 企業の年間教育訓練費支出額(労働者一人当たり)

- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに、大きな変化はみられない。むしろ近年は減少傾向。
- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在する。



OFF-JT支出 企業割合	50.1%	51.7%	49.6%	52.1%	49.4%	51.3%	53.8%	52.8%	52.9%	52.9%	54.9%	45.3%
自己啓発支援 支出企業割合	26.4%	27.2%	25.6%	26.9%	26.0%	25.5%	26.3%	27.6%	26.7%	27.8%	28.2%	24.6%

両費用支出 企業割合	23.1%	25.0%	20.2%
支出なし 企業割合	41.9%	41.6%	50.1%

(出典)厚生労働省「能力開発基本調査」

※OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。

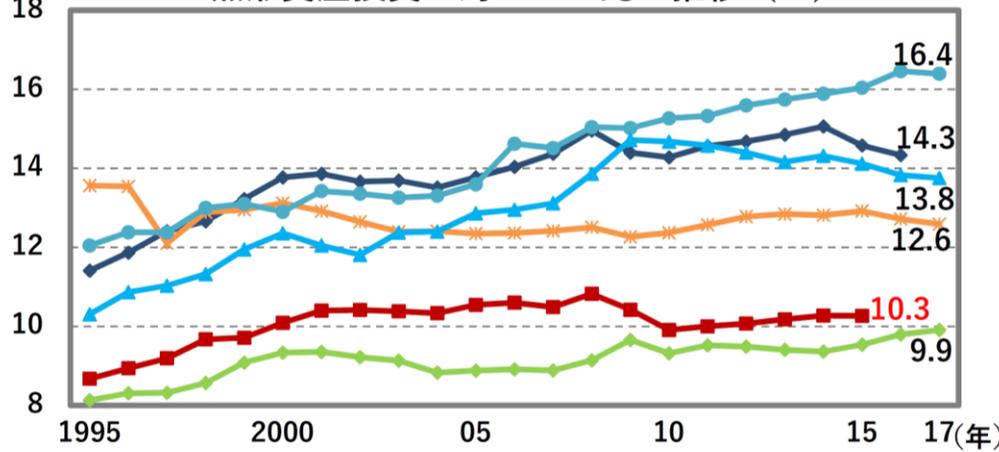
※自己啓発:労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。

# 無形資産投資の推移

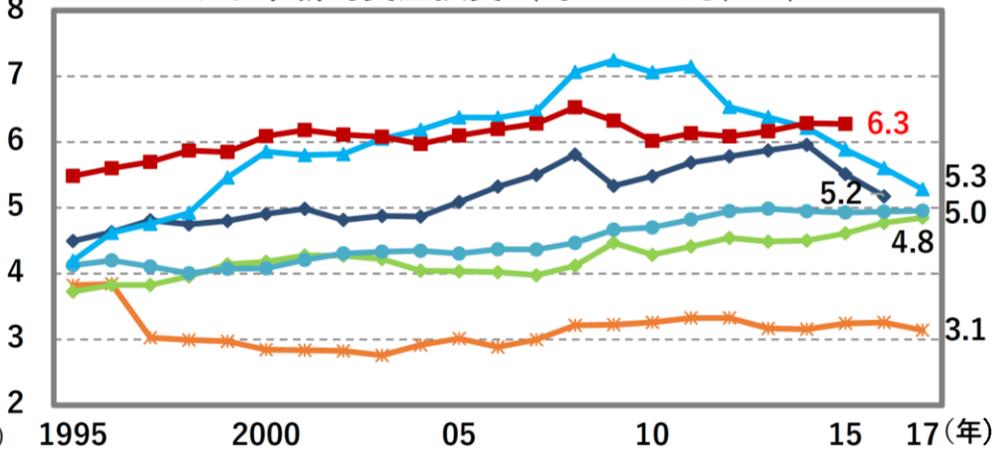
○ 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、特に経済的競争力投資は低水準で推移。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。

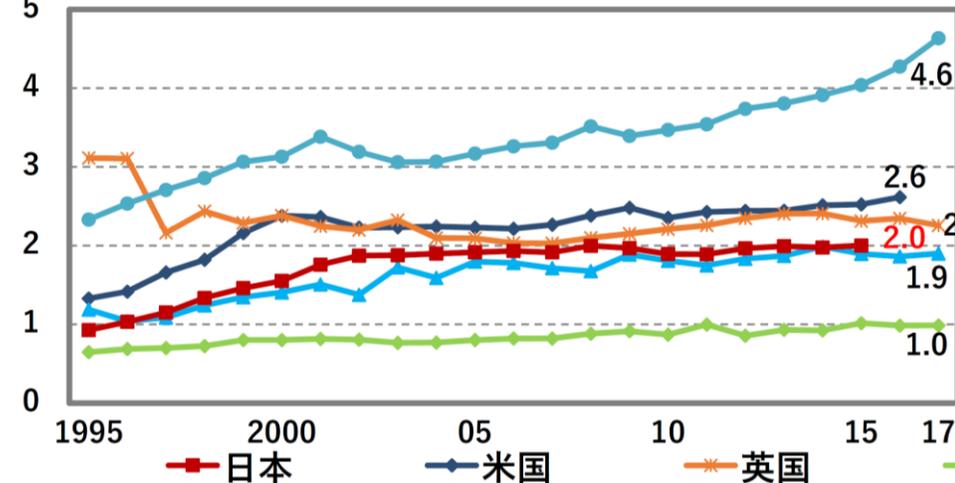
無形資産投資の対GDP比の推移 (%)



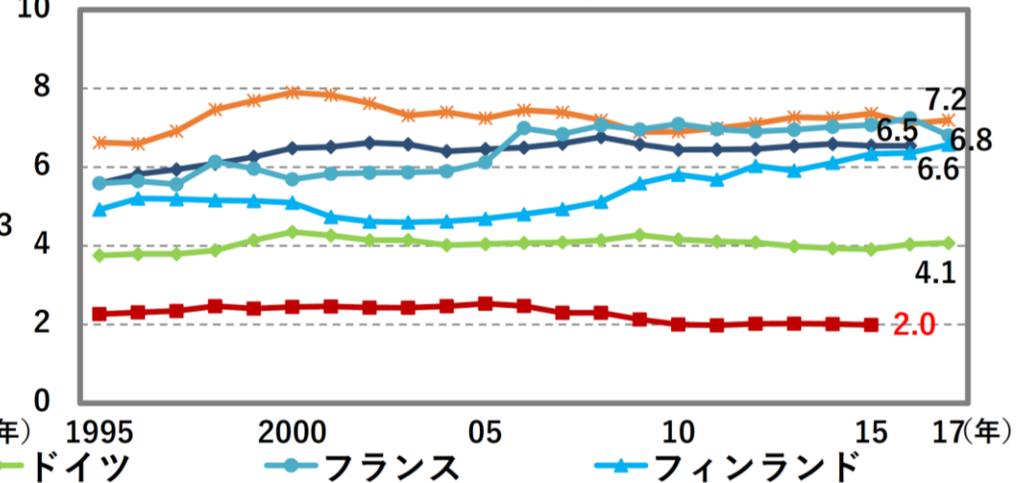
うち革新的資産投資 (対GDP比、%)



うち情報化資産投資 (対GDP比、%)



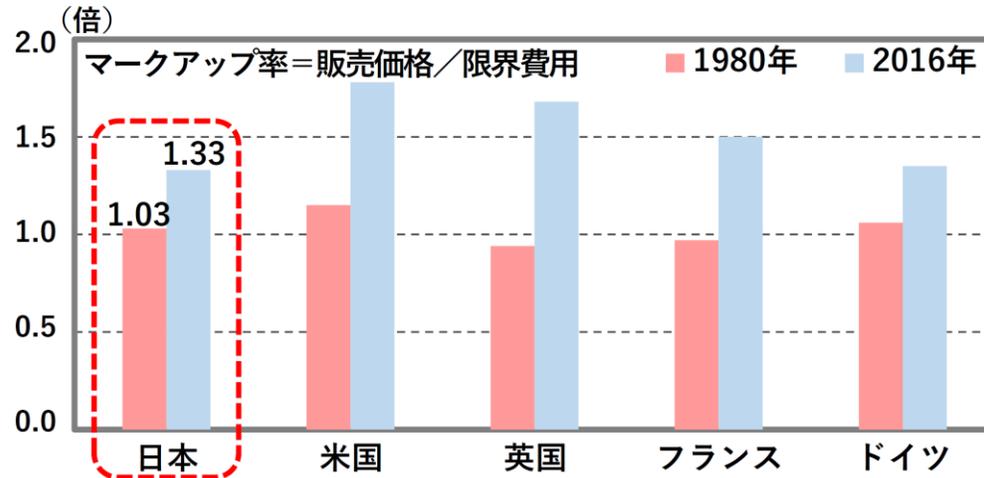
うち経済的競争力投資 (対GDP比、%)



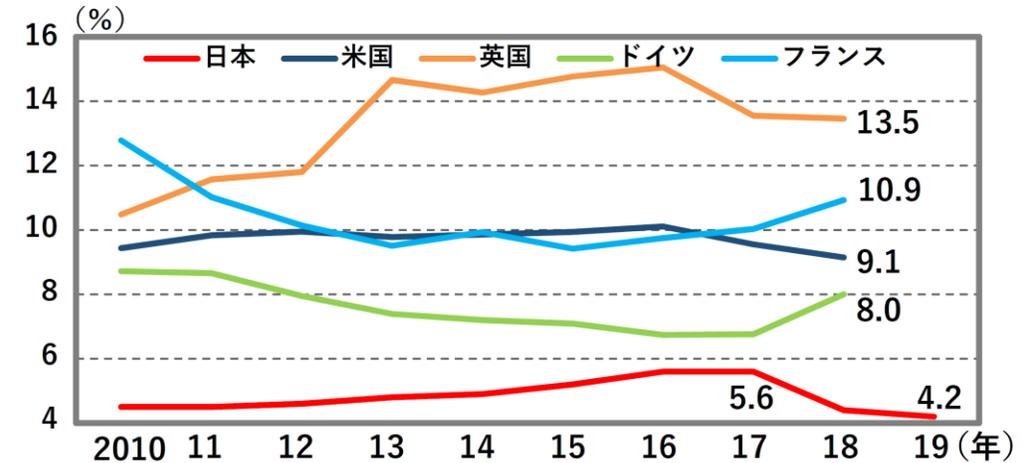
(注) 日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。  
(出所)内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

我が国企業のマークアップ率は、低い。  
開業率や大学発ベンチャーの活動も、IT企業が大きく成長する米国と比べ、低い水準。

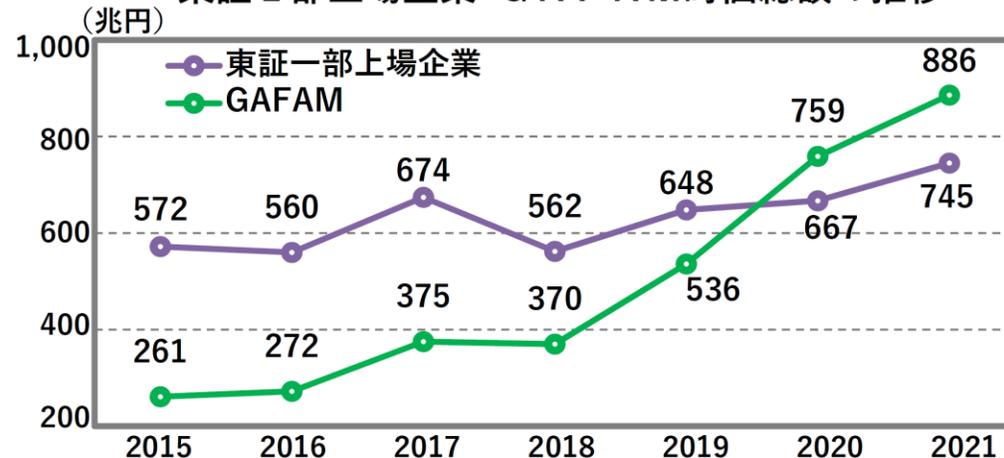
### マークアップ率の推移



### 開業率の推移



### 東証1部上場企業・GAFAM時価総額の推移



### 大学発ベンチャー企業活動数の推移



(備考) 経済産業省「中小企業白書」、「大学発ベンチャーデータベース」、日本取引所グループ・Bloomberg、日本政策金融公庫総合研究所「2020年度新規開業実態調査(2020年11月19日)」、AUTM「AUTM 2018 Licensing Activity Survey」により作成。左上図は、Jan De Loecker and Jan Eeckhout(2018)「Global Market Power」により中小企業庁作成。左下図の2021年は9月末時点の値。GAFAMは、Google (Alphabet) ・ Apple ・ Facebook ・ Amazon ・ Microsoft。

## ○岸田内閣総理大臣 所信表明演説（第205回国会、令和3年10月8日）（抜粋）

### 三 第二の政策 新しい資本主義の実現

（略）

**企業が、長期的な視点に立って、株主だけでなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。**  
非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。

## ○コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

（令和3年6月11日改訂、東京証券取引所）（抜粋）

### 【基本原則2】

**上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。**（以下略）

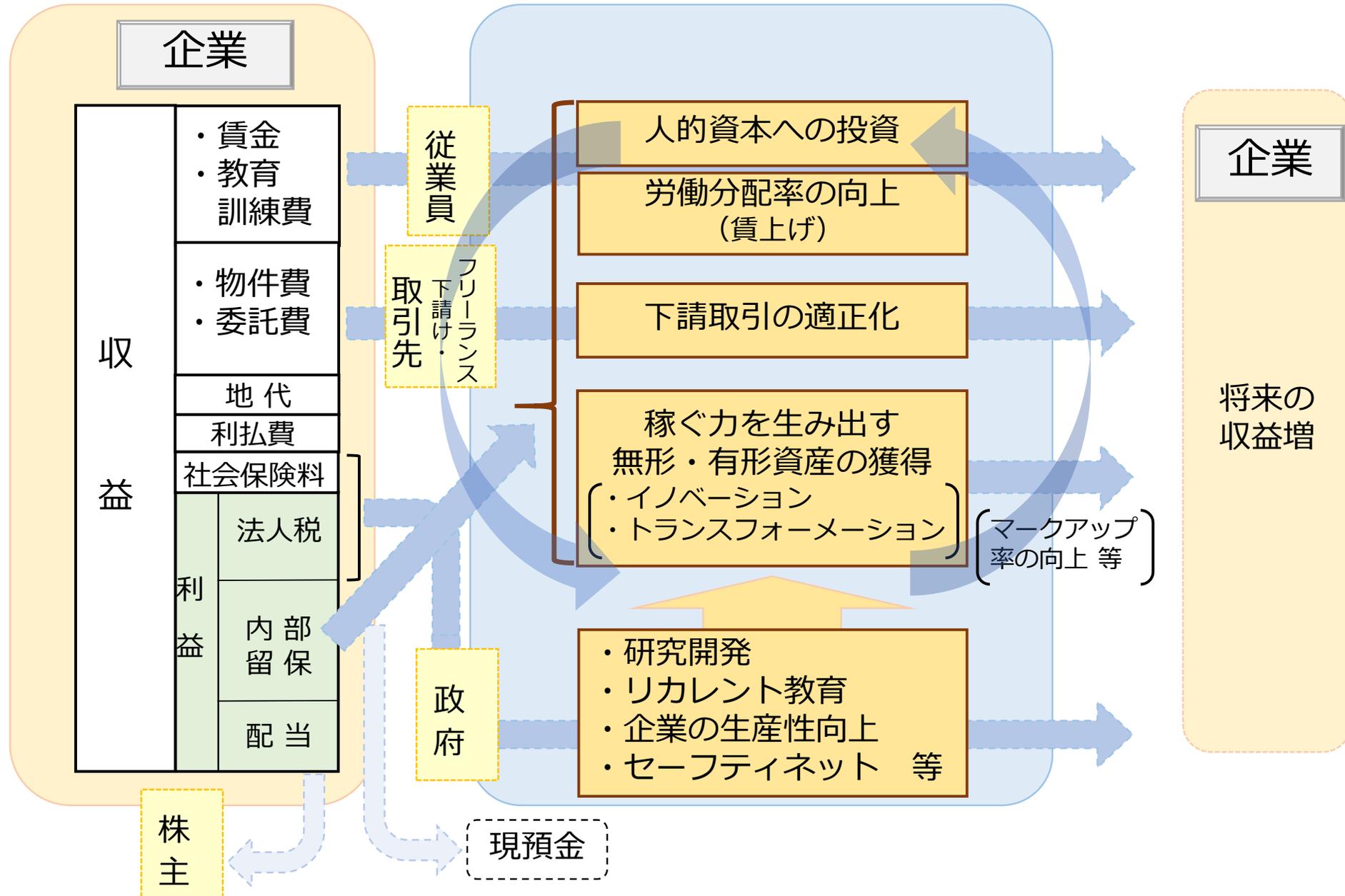
### ＜考え方＞

**上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。**これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、**自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠**であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同機関数が増加するなど、**中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）が重要な経営課題**であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、**サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要**である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、**社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するもの**である。

- 企業が、長期的な視点に立って、従業員や取引先などのマルチステークホルダーに配慮した経営を行うことにより、「成長と分配の好循環」を実現。



# 令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

### 1. 成長と分配の好循環の実現

#### （3）未来への投資等に向けた経済界への期待

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまった。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

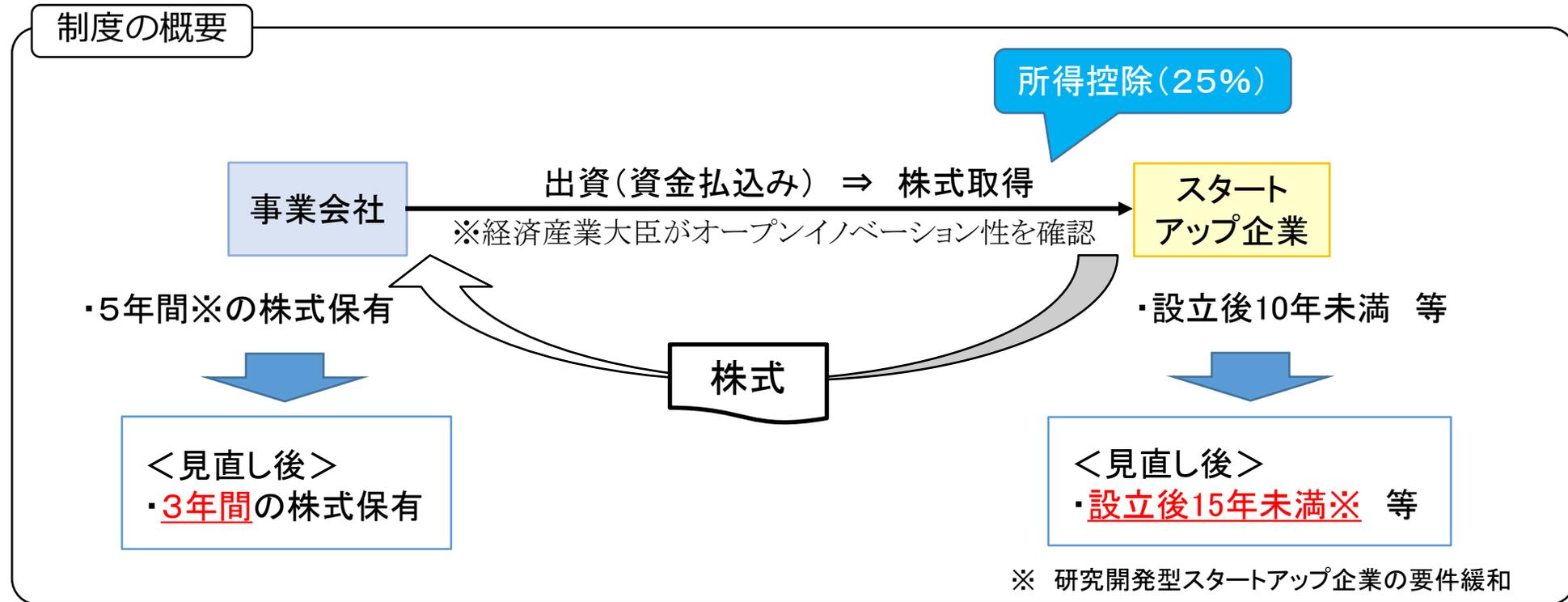
「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

オープンイノベーション促進税制の拡充  
5G導入促進税制の見直し  
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

# オープンイノベーション促進税制の見直し

- スタートアップ企業と大企業等の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から以下の見直しを実施。
  - 対象となる一定のベンチャー企業の要件拡大（設立後10年未満⇒15年未満）
  - 制度活用のための株式保有期間の短縮（5年間⇒3年間）



経済産業大臣の証明実績（令和2年7月28日～令和3年10月1日）

証明を受けた出資金額の合計額	証明を受けた投資案件数
約 349億円	118件

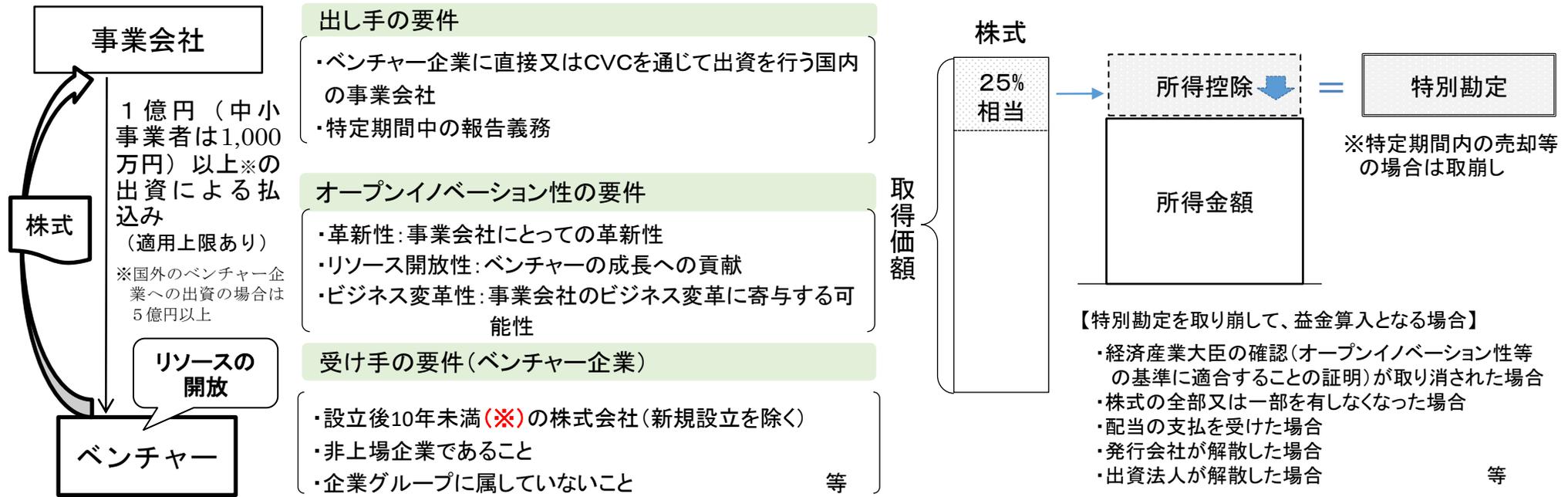
(※)証明を受けた出資金額の合計額は、億円未満を四捨五入したもの  
 (※)経済産業大臣の証明交付実績を示すものであり、事業者が税制上の特例措置を受けたことを示すものではない。  
 (出所)経済産業省HPから作成

# オープンイノベーション促進税制の見直し

- ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長(令和6年3月31日)する。

## 【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。  
 ※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び**特定期間(出資後5年間【改正後:3年間】)**中、経済産業大臣が証明。



## 【改正後】

(※)研究開発型ベンチャーにあつては、設立後15年未満

# 5G導入促進税制の見直し

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げる事とした上で、適用期限を3年間延長(令和7年3月31日)する。

## 【制度の概要】

5G法(※)の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。

(※)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

## ■ 税額控除率・特別償却率

措置内容	税 額 控 除								特別償却	
	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
供用年度	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4~R6
条件不利地域 (過疎地域など)	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%		15%	9%	3%		

## ■ 対象設備

全国5G	ローカル5G
無線設備(送受信装置、アンテナ)	無線設備(送受信装置、アンテナ)、 通信モジュール、コア設備、光ファイバ

※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件(全国5G)等の見直しを行う。

## 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

- 少額減価償却資産(取得価額10万円未満)は供用年度に全額損金算入
- 一括償却資産(取得価額20万円未満)は3年均等償却
- 中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)は合計300万円を限度として全額損金算入

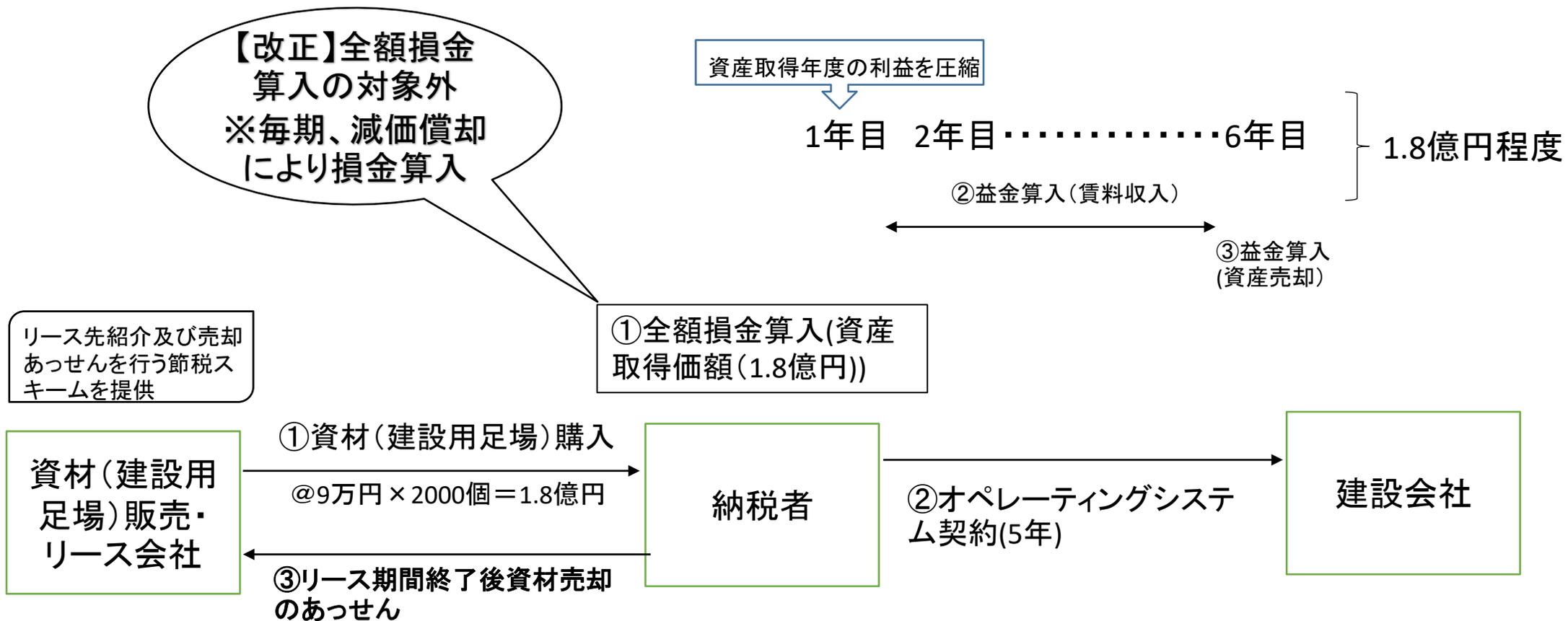


当期利益圧縮を目的として自ら行う事業で使用しない少額資産を大量取得し、貸付の用に供することにより損金算入し、賃貸料、売却益を複数年度の益金に算入する、損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが散見された。



制度の対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産が除かれた。(令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用され、法人税及び所得税について同様の措置が講じられている。)

## 《取引のイメージ》



## 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の改正内容

- 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外(所得税についても同様。)
- 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外する(所得税についても同様。)
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長(所得税についても同様。)

# 貸付けを主要な事業として行われるものとして損金算入できるもの(法規27の17)

(少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定)

第27条の17 次に掲げる貸付け(次項の規定に該当する貸付けを除く。)は、令第133条第1項(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする。

- 一. 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係(一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係(以下この号において「当事者間の関係」という。)、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。)がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け
- 二. 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け
- 三. 継続的に当該内国法人の経営資源(事業の用に供される設備(その貸付けの用に供する資産を除く。)、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く。))その他これらに準ずるものをいう。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け
- 四. 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

2 資産の貸付け後に譲渡人(当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者をいう。)その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合(当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額(当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額)の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね100分の90に相当する金額を超える場合に限る。)における当該貸付けは、令第133条第1項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

## 【個人所得課税】

住宅ローン控除等の見直し

# 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要

国土交通省作成資料

## 住宅・建築物を取り巻く環境

- 2018年10月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要との見解
- 本年8月のIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えることで10年に1度の豪雨等の頻度を低くし得るとの見解
- 2018年7月豪雨の総降水量は気候変動により約6.5%増と試算され、気候変動の影響が既に顕在化していることが明らかであるとの指摘
- 2020年10月26日、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
- 本年4月22日、菅総理が「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明

## 1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方

### (1) 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿<あり方>

#### 2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(※1)</sup>が確保される

(再エネ)導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

#### 2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(※2)</sup>が確保される

(再エネ)新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

省エネ性能の確保・向上による省エネルギーの徹底と  
再生可能エネルギーの導入拡大

### (2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

国や地方自治体等の公的機関の住宅・建築物において、徹底した省エネ対策・再生可能エネルギー導入拡大に率先的に取り組む

### (3) 国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性

他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人ひとりに我がこととして取り組んでもらうための必要性や具体的取組内容の早急な周知  
省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及、行動経済学(ナッジ)の手法も活用した情報提供 等

### (4) 国土交通省の役割

住宅・建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組む

特に、ZEHの普及拡大について、住宅行政を所管する立場として、最終的な責任を負って取り組む

(※1) ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から20%程度削減、建築物については用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態

(※2) 住宅:強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減 建築物:同様に用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模は20%削減)

# 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要

国土交通省作成資料  
(財務省において赤枠付与)

## 2. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方

### I. 家庭・業務部門(住宅・建築物における省エネ対策の強化)

#### ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)

- ・住宅を含む省エネ基準への適合義務化(2025年度)
- ・断熱施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
- ・新築に対する支援措置について省エネ基準適合の要件化

#### (2)の取組を経て)

- ・義務化が先行している大規模建築物から省エネ基準を段階的に引き上げ
- ・遅くとも2030年までに、誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、義務化された省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(※)</sup>に引き上げ

※ 住宅:強化外皮基準+一次エネルギー消費量▲20%  
建築物:用途に応じ、一次エネルギー消費量▲30%又は40%(小規模は20%)

#### ②省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ

- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させる
- ・国・地方自治体等の新築建築物・住宅について誘導基準の原則化
- ・ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実
- ・住宅トップランナー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トップランナー基準をZEH相当の省エネ性能に引き上げ)

#### ③より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組

- ・ZEH+やLCCM住宅などの取組の促進
- ・住宅性能表示制度の上位等級として多段階の断熱性能を設定

#### ④機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上

#### ⑤省エネ性能表示の取組

- ・新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行

#### ⑥既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方

- ・国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省エネ改修の促進
- ・耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替えの誘導
- ・窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
- ・地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充 等

### II. エネルギー転換部門(再生可能エネルギーの導入拡大)

太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の实情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要

#### ①太陽光発電の活用

- ・太陽光発電設備の設置については、その設置義務化に対する課題の指摘もあったが、導入拡大の必要性については共通認識
- ・将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進める
- ・国や地方自治体の率先した取組(新築における標準化等)
- ・関係省庁・関係業界が連携した適切な情報発信・周知、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの構築
- ・ZEH・ZEB等への補助の継続・充実、特にZEH等への融資・税制の支援
- ・低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導入ZEH・ZEBの要件化)
- ・消費者や事業主が安心できるPPAモデルの定着
- ・脱炭素先行地域づくり等への支援によるモデル地域の実現。そうした取組状況も踏まえ、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討
- ・技術開発と蓄電池も含めた一層の低コスト化

#### ②その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組

- ・給湯負荷の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大
- ・複数棟の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進
- ・変動型再生可能エネルギーの増加に対応した系統の安定維持等の対策

### III. 吸収源対策(木材の利用拡大)

- ・木造建築物等に関する建築基準の更なる合理化
- ・公共建築物における率先した木造化・木質化の取組
- ・民間の非住宅建築物や中高層住宅における木造化の推進
- ・木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備の推進に対する支援
- ・地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物の普及拡大

(出典：R4.1.20税制調査会財務省作成資料を基に作成。)

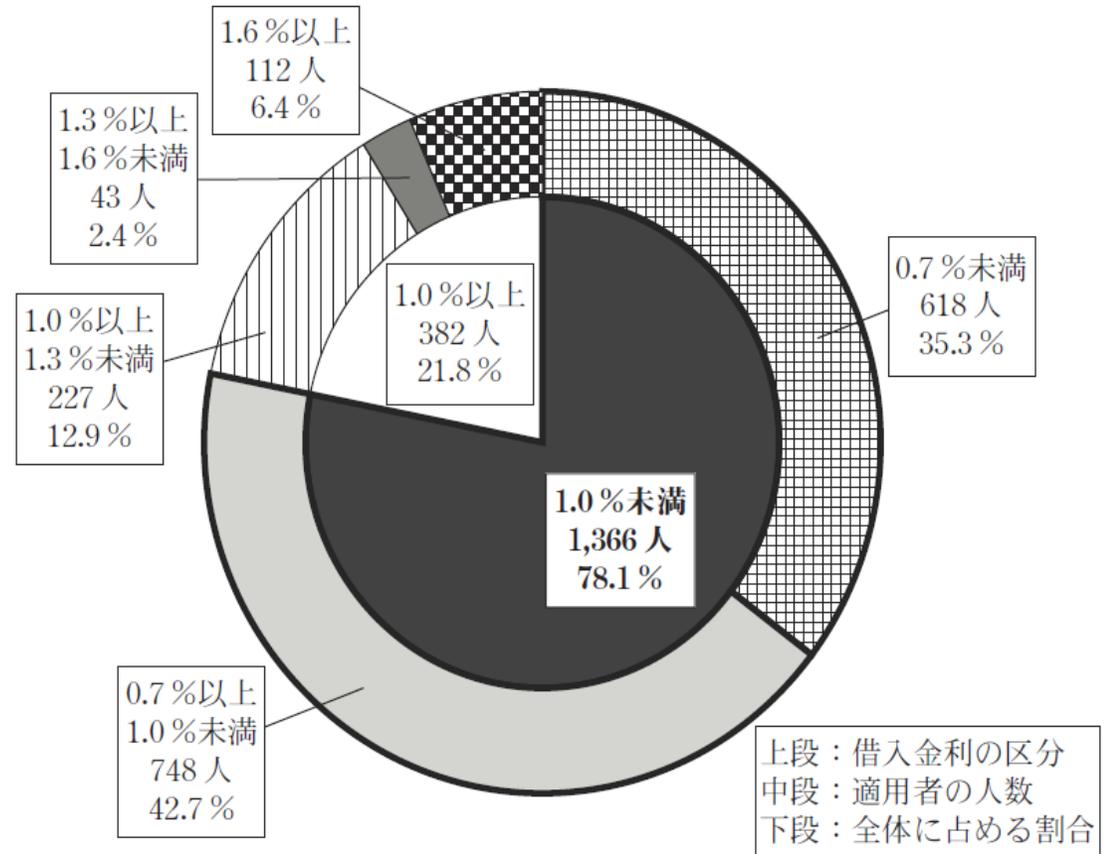
# 平成30年度決算検査報告（会計検査院）による検証状況等

会計検査院による平成30年度決算検査報告（令和元年11月8日内閣送付）においては、

「住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた」旨の指摘があり、同報告で、以下の問題提起。

- 「住宅ローンの借入金利が…1%を下回る場合…毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る…。」
- 「このため、…住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。」

## 住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金利の状況



※ 会計検査院の決算検査報告から抜粋  
 ※ 会計実地検査等を実施した税務署のデータによる。割合は小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

# 住宅ローン控除制度の見直し

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
  - 省エネ性能等の高い認定住宅等(※1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ。👉消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
  - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化。
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
  - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(改正前:1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ(※2)。
  - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)とする。
  - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40m<sup>2</sup>以上に緩和。

## ＜住宅ローン控除の対象となる住宅＞

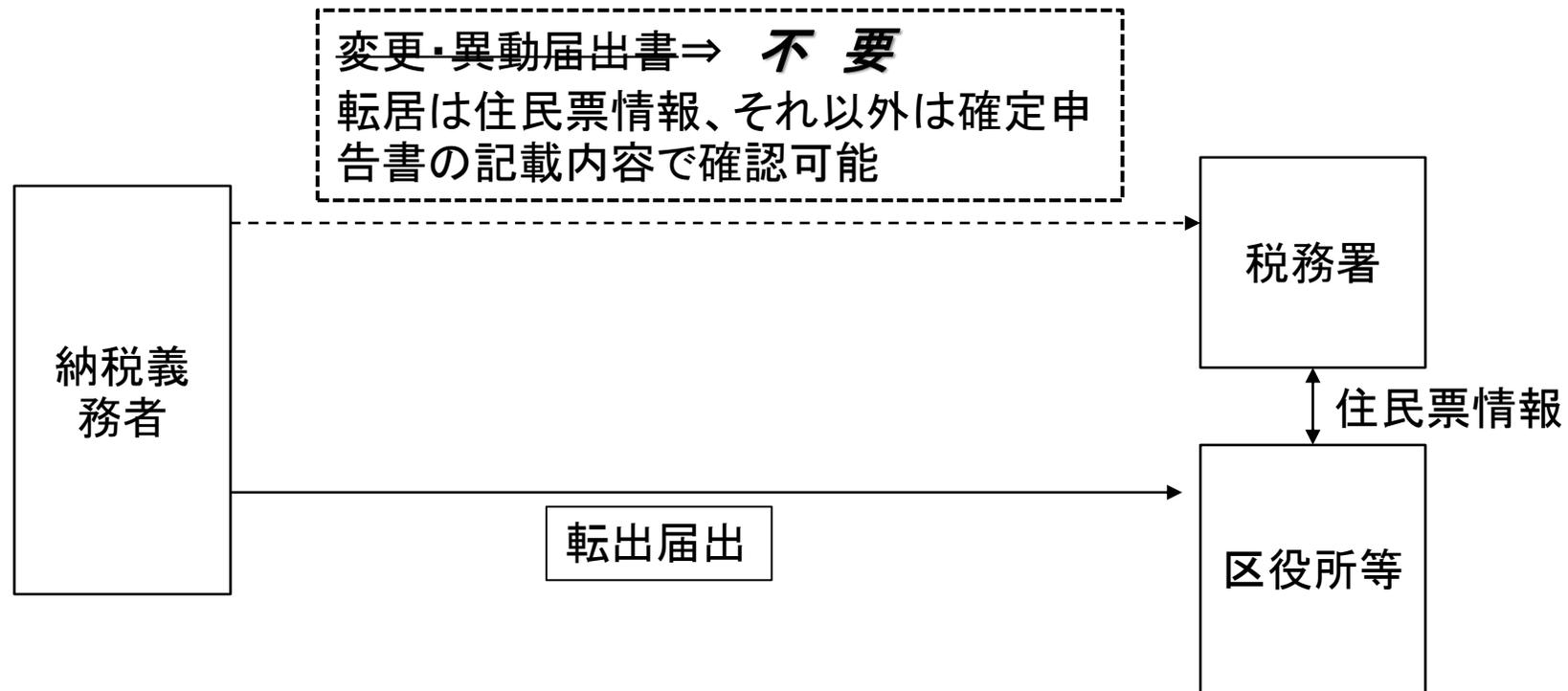
		改正前	改正後		令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 <small>(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)</small>	5,000万円	認定住宅 <small>(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)</small>	5,000万円	4,500万円	4,500万円	↑ 高 省 工 ネ 性 能 等 低 高 ↑ 省 工 ネ 性 能 等 低
	一般住宅	4,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	3,000万円	
	その他の住宅(※4)	3,000万円	その他の住宅(※4)	3,000万円	2,000万円	2,000万円	
既存住宅	一般住宅	2,000万円	認定住宅 <small>(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)</small>	3,000万円			↑ 高 省 工 ネ 性 能 等 低
	その他の住宅(※4)	2,000万円	その他の住宅(※4)	2,000万円			

- ※1「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
- ※2控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
- ※3「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
- ※4「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- ※5既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
- ※6所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

納税地の変更・異動手続の見直し  
完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し  
大口株主等の要件の見直し

## 納税地の変更・異動手続の見直し

申請等の簡素化の観点から、所得税・消費税(個人事業者)の納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出が不要とされた(令和5年1月1日以後適用)。



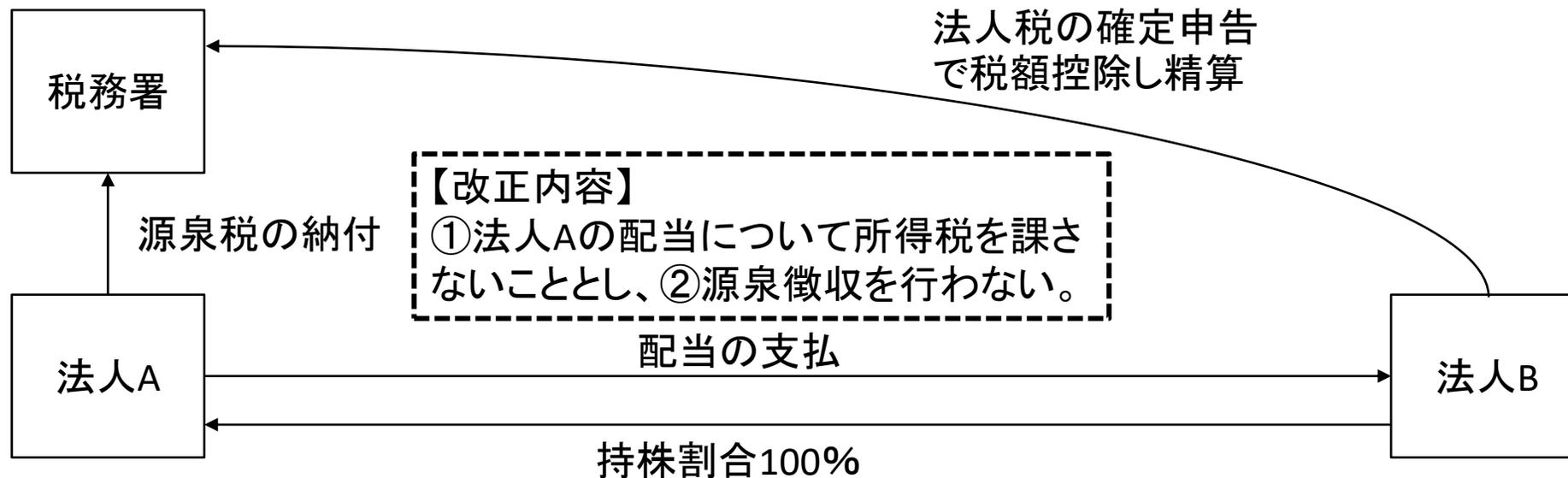
※税務行政のデジタルトランスフォーメーションにおいて、「ワンスオンリー(一度提出した情報は、二度提出することは不要とする)を徹底する観点から、申請や届出については、その要否を不断に見直します。」と記載。

# 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

完全子法人株式等や関連法人株式等に係る配当等については、益金不算入となるにも関わらず源泉徴収が行われ、申告時に税額控除が行われる。

これは、源泉税が法人税の前払的性質や所得税を効率的かつ確実に徴収する源泉徴収制度の趣旨に沿ったものとは言えないことから、所得税を課さず、源泉徴収を行わないこととされた。

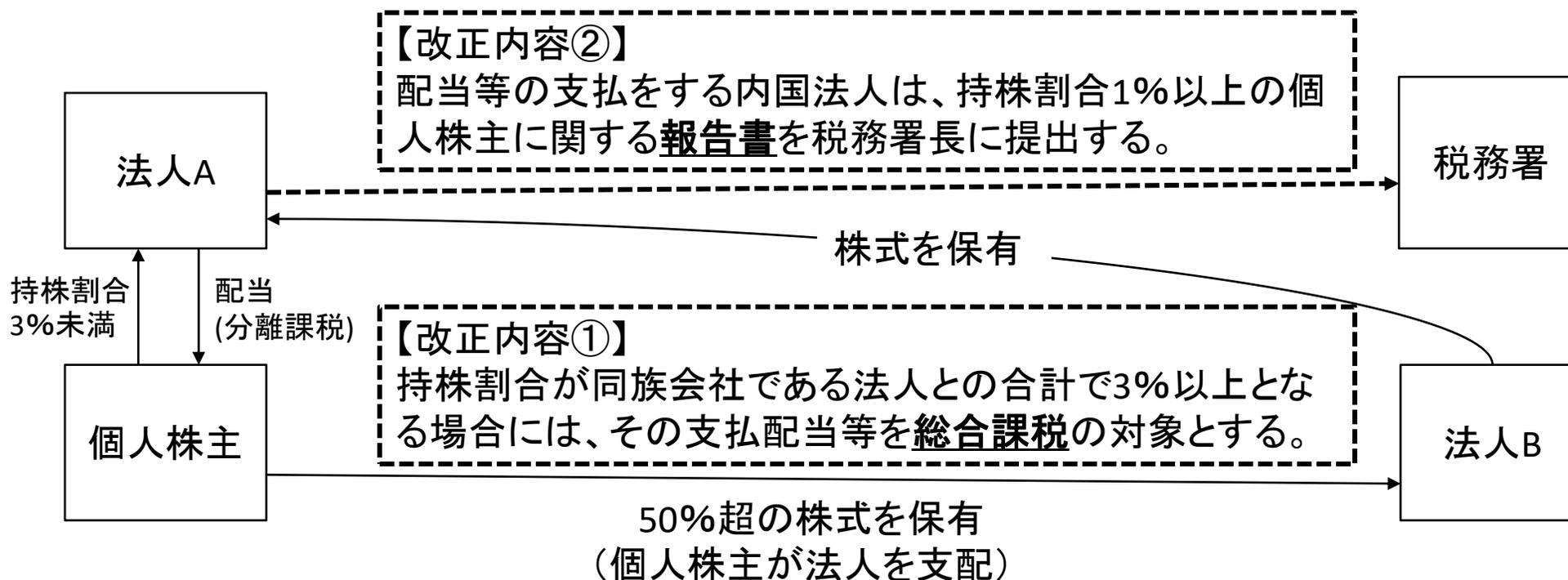
(適用時期)令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等から適用される。



## 大口株主等の要件の見直し

- 大口株主等(持株割合3%以上の株主)が保有する株式は、会社の経営に参画する持分としての事業参加的性格が強いことから、金融所得として分離課税せず、事業所得とのバランスを考慮し総合課税としている。
- 株式を直接保有する以外にも持株割合が実質的に大口の個人株主と同等となる場合を総合課税の対象に加えられた。

(適用時期)令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等から適用される。



## 【資産課税】

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し  
法人版事業承継税制の改正

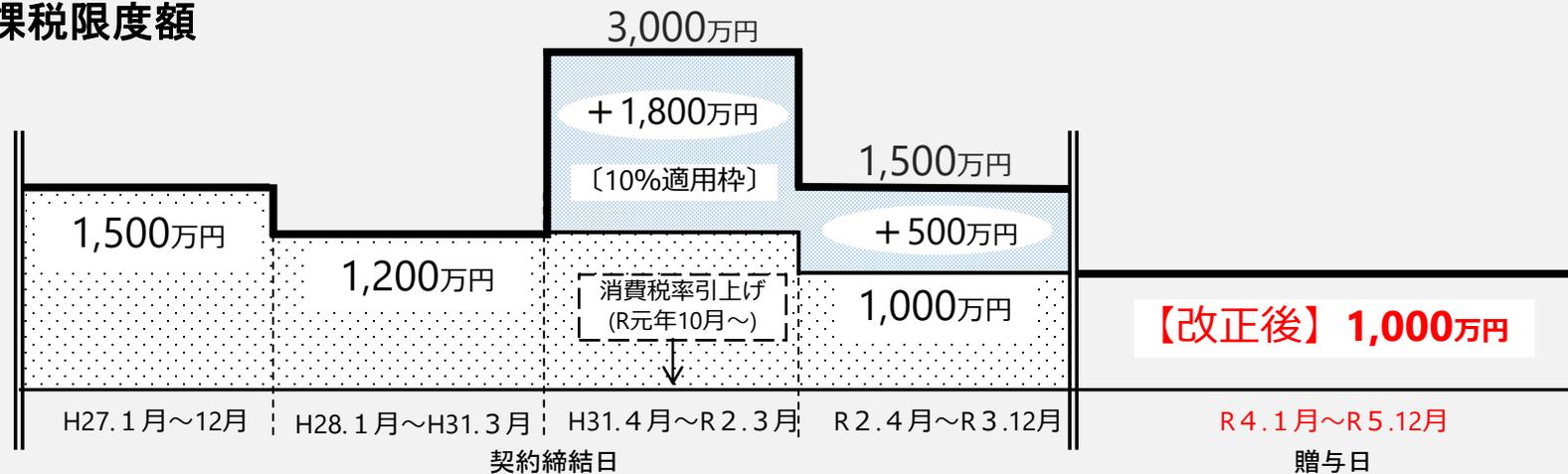
# 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

親・祖父母等(贈与者)から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。  
(平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置)⇒【改正後】令和5年12月31日まで2年延長

## ■ 適用要件

- 住宅面積: 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋 (合計所得金額が1,000万円以下の者: 下限を40㎡以上に引下げ)
- 受贈者 : 直系卑属 (合計所得金額2,000万円以下 など)

## ■ 非課税限度額



- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。  
2 受贈者の年齢要件: 20歳 ⇒【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)  
3 既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内 又は②耐震基準に適合していることが必要。  
⇒【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。  
4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置き。  
⇒【改正後】令和5年12月末まで2年延長。  
5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

# 法人版事業承継税制の改正 (非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予)

中小企業の経営者がその後継者に非上場株式等の相続・贈与をさせた場合、その相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の場合に免除するもの。

平成30年1月から10年間(令和9年12月31日まで)の措置として、従来の制度を抜本的に拡充した特例措置が講じられている。

- ・猶予割合 80%⇒100%
- ・対象株式 総株式の3分の2まで⇒全株式
- ・雇用確保要件の弾力化
- ・経営環境変化に対応した免除措置 など

## ●特例承認計画の作成

令和5年3月31日まで⇒令和6年3月31日まで(令和4年度改正)

(参考)個人版事業承継計画の策定は当初から令和6年3月31日まで

## 【消費課税】

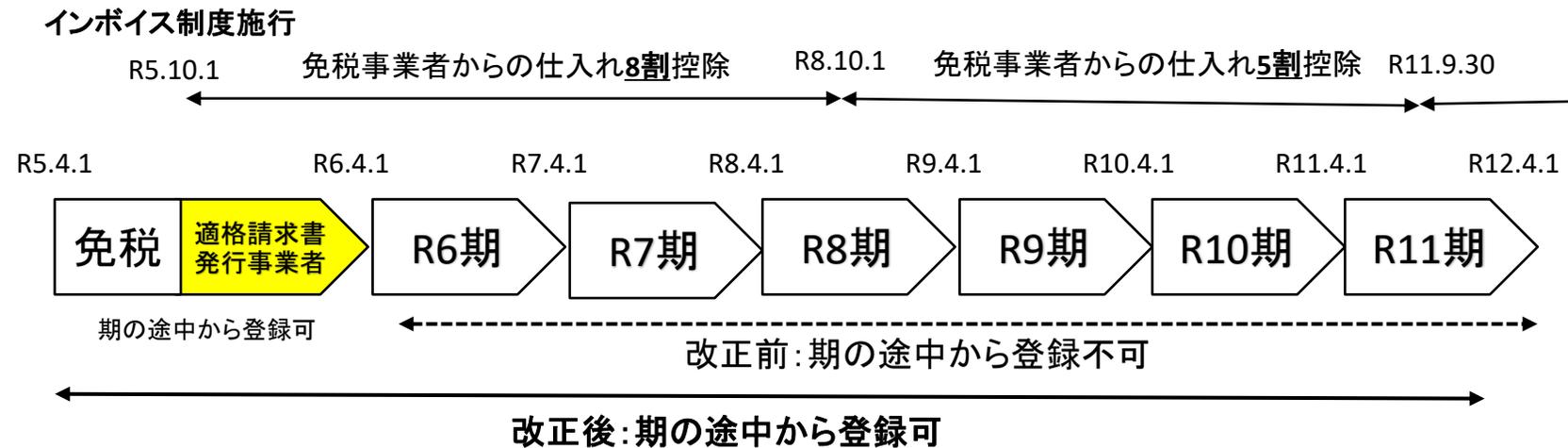
適格請求書発行事業者の登録手続の柔軟化  
インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

# 適格請求書発行事業者の登録手続の柔軟化

【改正前】免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、令和5年10月1日の属する課税期間においては、課税期間途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができるが、その後の課税期間では、課税期間の途中からの登録を受けることができない。

【改正後】免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録を可能とすることとされた（簡易課税の適用も可能）。

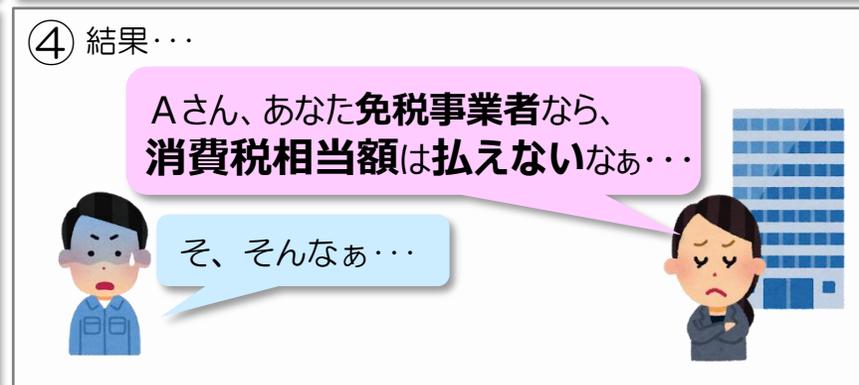
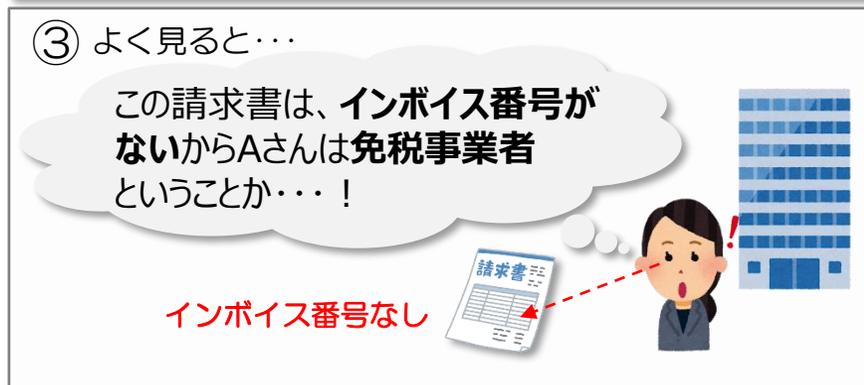
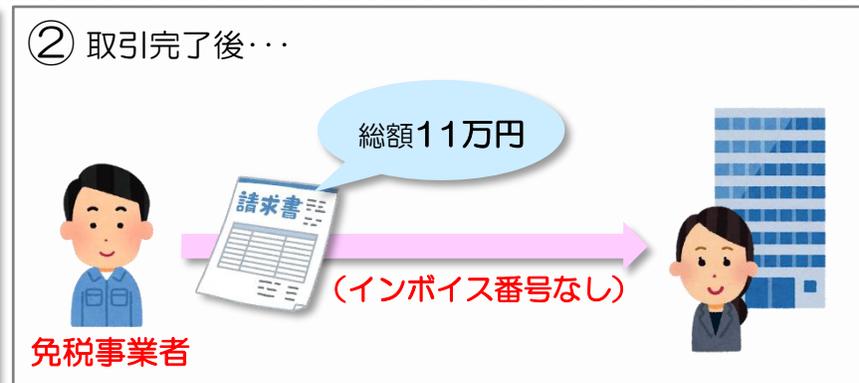
※課税事業者選択届出書を提出することで課税転換した場合とのバランスを考慮し、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は事業者免税点制度の適用は制限される（令和5年10月1日の属する課税期間を除く。）



制度施行後6年間は、期の途中からの登録を可能とする。

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため**、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わない**ことにした。



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

## 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



## ➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

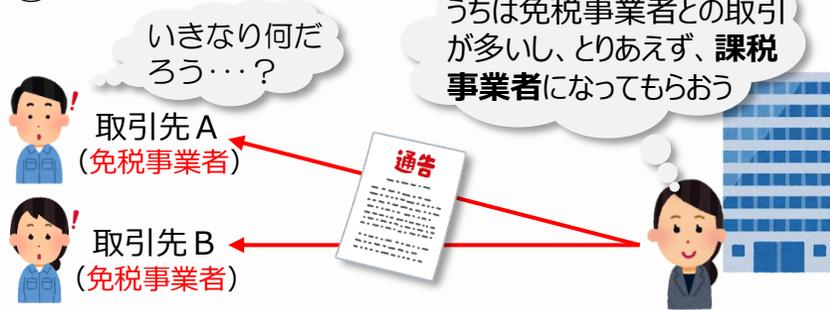


下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

### 【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

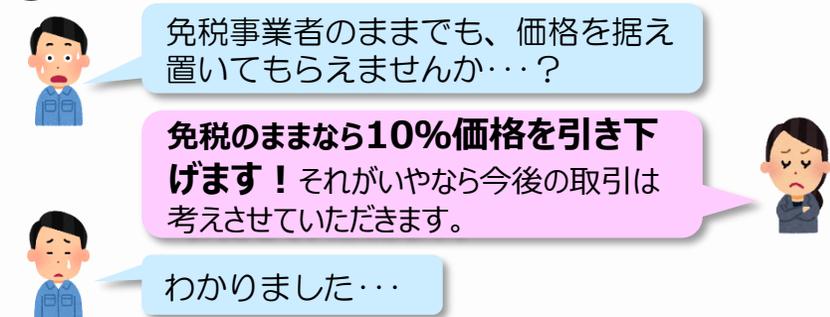
#### ① 要請文書発出



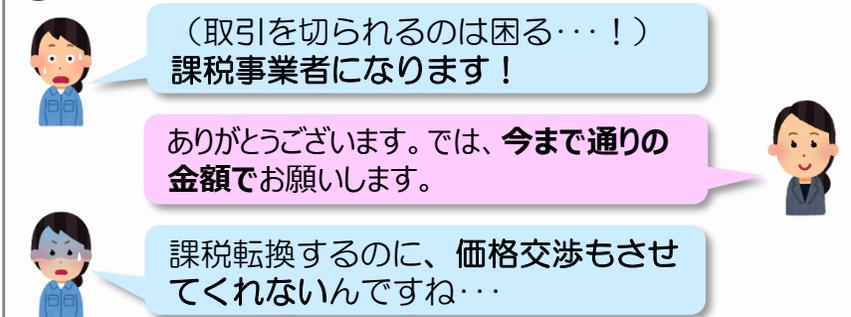
#### ② 要請文書には…



#### ③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



#### ③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



### ➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

## 【円滑・適正な納税のための環境整備】

電子取引データ保存の保存方法のう宥恕措置

タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備  
記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備

証拠書類のない簿外経費への対応策

修正申告書等の記載事項の整備

財産債務調書制度の見直し

登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

# 電子帳簿保存法の体系

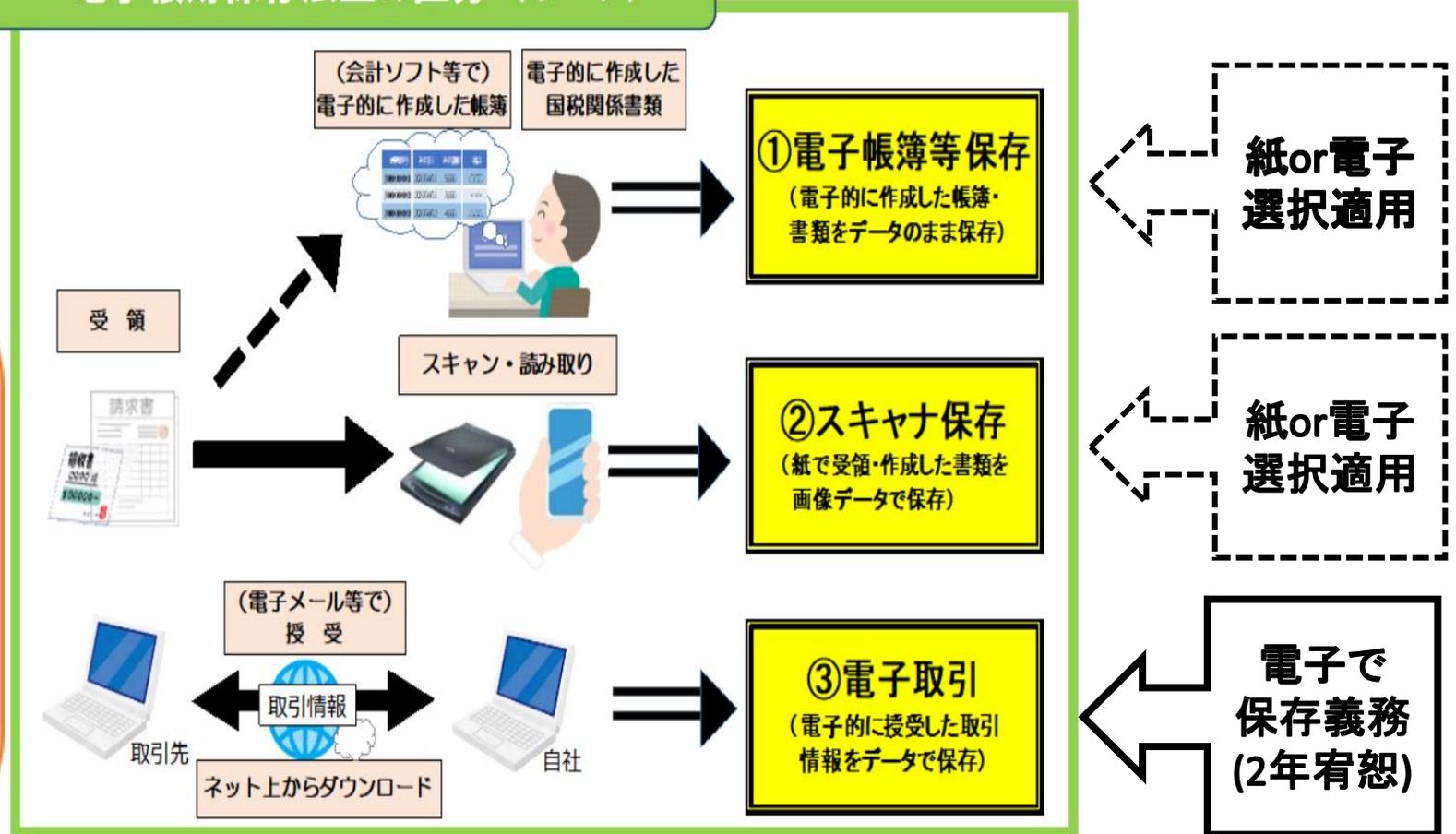
## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、  
どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。  
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



(出典: 国税庁パンフレットを基に作成)

## 令和4年以降の電子取引データ保存の保存方法

### ① 原則：新保存要件にしたがって電子データを保存

⇒令和4・5年に行う電子取引については宥恕措置が適用可

#### 宥恕措置の適用要件

- 保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある
- 税務調査等の際にプリントアウトしたものを提示・提出できるようにしている

手続不要で宥恕措置を適用

### ② 新保存要件にかかわらず電子データを保存

### ③ 保存すべき電子データをプリントアウトして保存

⇒令和5年10月からインボイス制度導入

⇒電子インボイスは電子取引データ保存と同様の保存方法

令和6年以降

◎宥恕措置の適用は終了

すべて新保存要件にしたがって電子データを保存

認知不足



準備不足



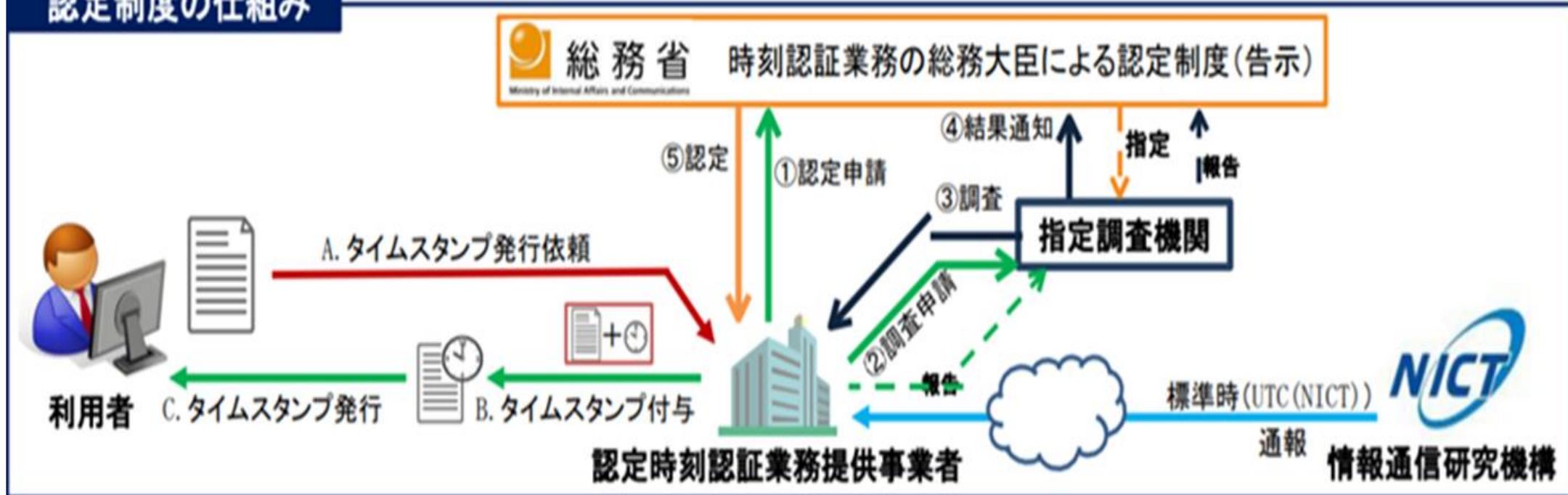
## タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

スキャナ保存、電子取引データ保存のタイムスタンプ要件について、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ（改正前：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付すこととされた。

（適用時期）

この改正は、令和4年4月1日以後に保存が行われるものから適用される。ただし、令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われるタイムスタンプについては、従来どおり一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置が講じられている。

## 認定制度の仕組み



(出典:総務省HP)

# 電子帳簿の保存要件(自己が一貫して電子で作成)

※事前承認制が廃止され2種類の保存制度に構成!!

## 優良な電子帳簿

事前届出により加算税軽減				
訂正・ 削除・ 追加履 歴の確 保	帳簿間 の相互 関連性 確保	システ ムの開 発関係 書類等 の備付 け	見読可 能装置 の備付	検索機能 の確保(取 引年月日、 金額、取引 先に限定)

注; 一定の国税関係帳簿(青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿)の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する。

※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

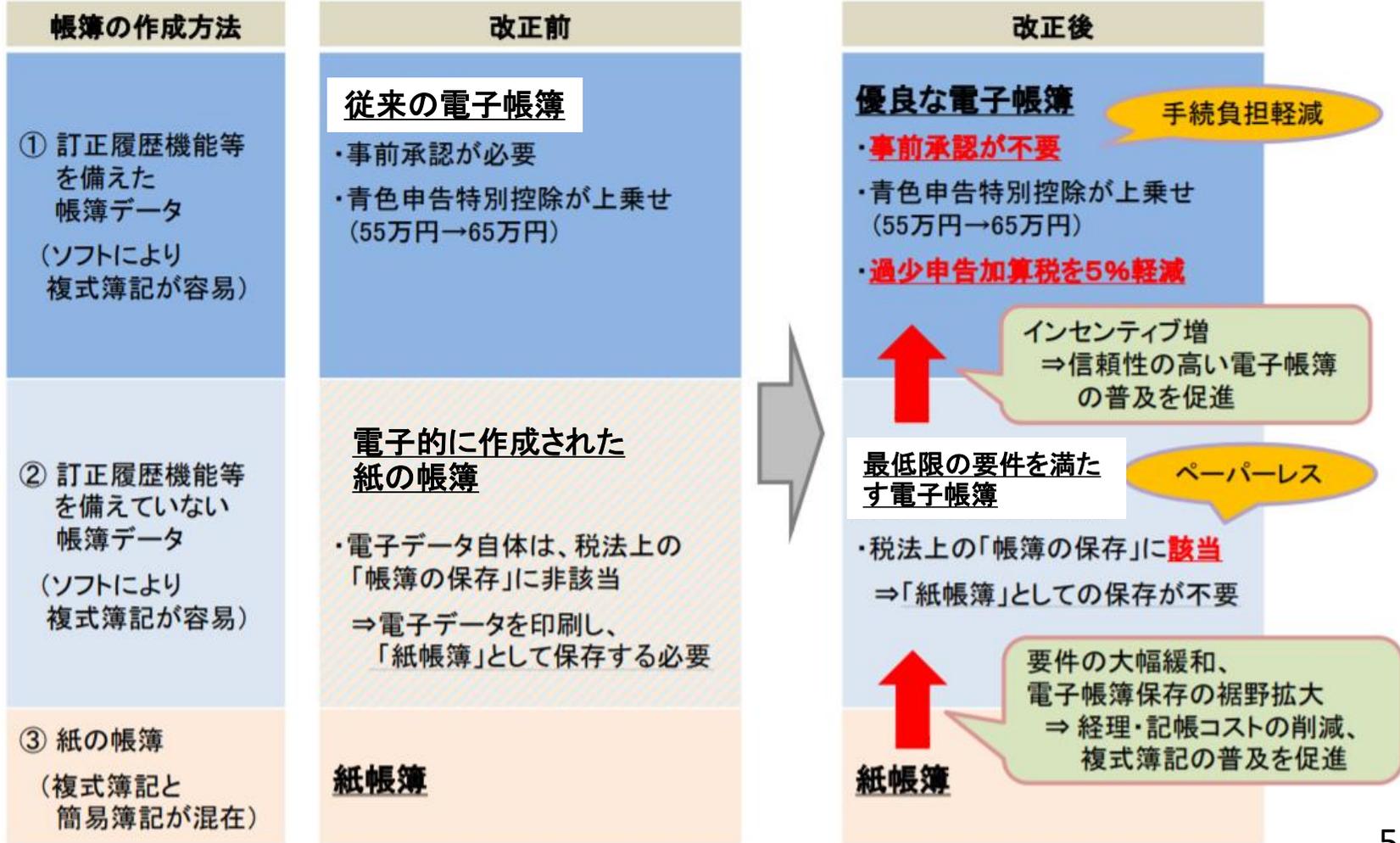
## 最低限の要件を満たす電子帳簿

事前手続なし		
システムの開 発関係書類等 の備付け	見読可能装置 の備付	税務調査でダ ウンロードの 求めに応じる

注; 正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。  
※令4.1.1以後に備付け開始する帳簿、保存を行う書類から適用。

# 電子帳簿等保存制度の見直しのイメージ

○ 制度の抜本の見直しを通じて電子帳簿の普及を促進し、記帳水準の向上に資することで、適正申告の確保や税務行政の効率化を図る。



(出典：納税環境整備に関する専門家会合(R3.615)財務省作成資料を基に作成。)

## 電子帳簿保存法改正後の記帳水準向上に向けた課題

帳簿の作成方法	改正の効果と課題	それぞれの課題認識
① 優良な電子帳簿	<p>訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、<u>法人税の青色申告の恩典に②との区分はない。</u></p> <p>※ 個人・法人合わせて27万件程度</p>	<p><u>信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。</u></p> <p><u>優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。</u></p>
② 複式簿記による帳簿	<p>会計ソフトを用いた「<u>最低限の要件を満たす電子帳簿</u>」により複式簿記へのハードルは低下。</p> <p>※ 法人はほぼ100%が複式簿記、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。</p>	<p><u>複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。</u></p> <p>会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、<u>特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。</u></p>
③ 簡易簿記・現金主義など	<p>※ 個人事業者の3割程度。</p>	<p><u>貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。</u></p> <p>青色申告の恩典も一部ある中で、<u>いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。</u></p>
④ 記帳不備・無記帳(無申告)		<p><u>記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多大で、ペナルティ適用上の立証も困難。</u></p> <p><u>記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。</u></p>

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

### 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### （1）個人所得課税のあり方

##### ③ 記帳水準の向上等

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

## 令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 第三 検討事項

- 7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。

## 個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所)国税庁調

## 個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況(平成30年7月～令和元年6月調査分)

- 意図しない誤りを含む「申告誤り」が税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動（白色申告が最も高い）。
- 税務調査において「仮装隠蔽」が見つかる割合については、簡易簿記の青色申告が最も高い。

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出所)国税庁調

※「記帳不備」:実地調査において、記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間(おおむね3か月程度以上)遅滞している場合、記帳が全くされていない場合、及び帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合を指す。

# 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

**【改正後】**

(1) その修正申告等があった時前に、帳簿(電子帳簿を含む。)**【対象範囲: 所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】**の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額(帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。)に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重(下記②については、5%加重)する。

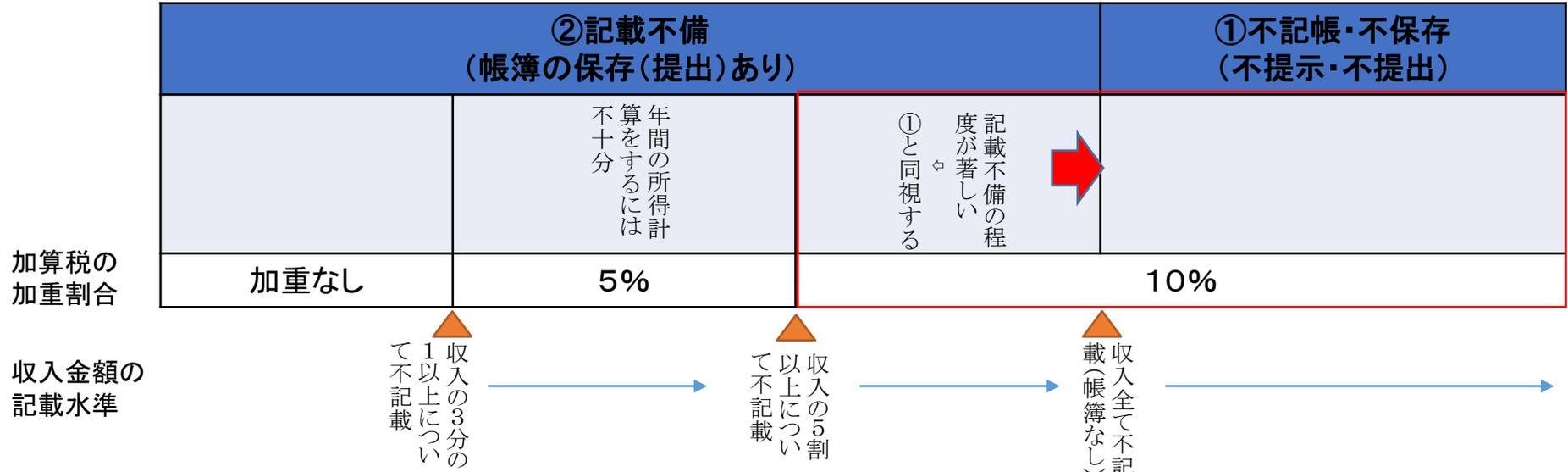
- ① 不記帳・不保存であった場合(その提出をしなかった場合)
- ② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分な場合は①)

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記(1)の措置は適用しない。

(注1) 上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり  
 ・白色申告者・青色申告者(簡易・現金)・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿: 売上帳、売掛帳、現金出納帳等  
 ・青色申告者(複式): 仕訳帳、総勘定元帳(売上に係る部分に限る。)  
 (注2) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

**【加重措置の適用対象範囲のイメージ】**

・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ(加算税の加重)を課す。



(注) 収入金額は営業収入を使用。

# 証拠書類のない簿外経費への対応策

○ 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

## 【改正後】

○ 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の偽装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）
- ② 帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であつて、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

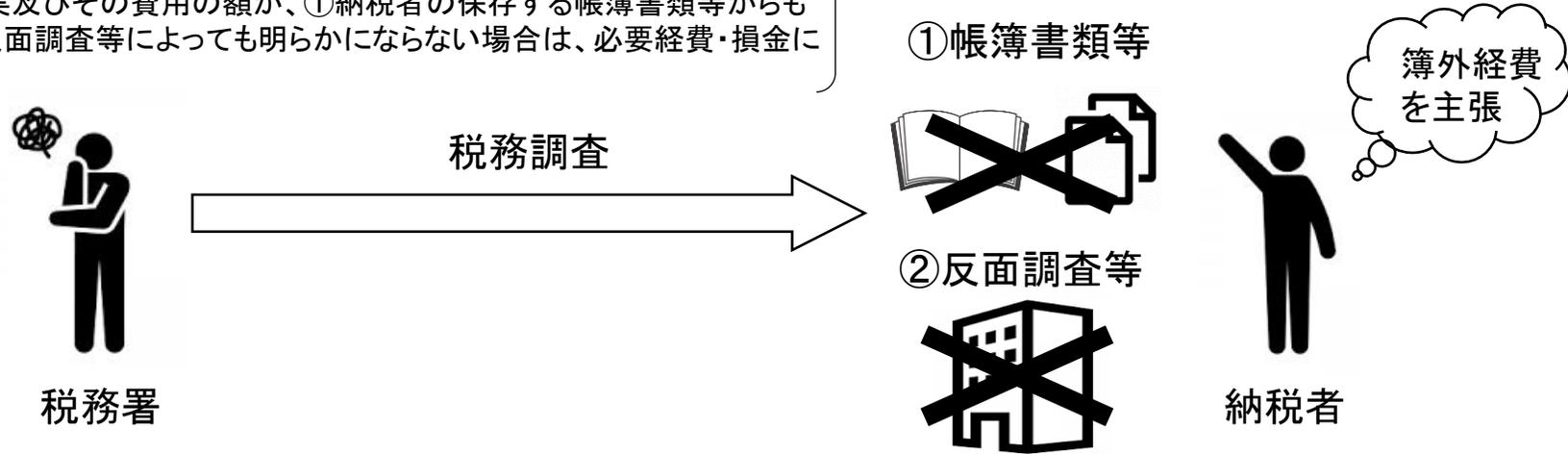
（注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2） 推計課税の場合においても適用される。

（注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

## 【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにされない場合は、必要経費・損金に算入しない。



## 修正申告書等の記載事項の整備

### 【改正前】

修正申告書及び更正請求書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 修正申告前及び更正の請求前の課税標準・税額
- (2) 修正申告後及び更正の請求後の課税標準・税額

### 【改正後】

修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとされた。

### 【改正の考え方・適用時期】

- ワンスオンリーの原則を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告前、更正の請求前の課税標準等の記載を不要とするもの。
- 令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税(課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税)に係る修正申告書又は更正請求書について適用される。

## 財産債務調書制度等の見直し

### 【改正前】

提出義務者： 以下のいずれの基準にも該当する者

- ✓ 所得基準： 所得2,000万円超
- ✓ 財産基準： 総資産3億円以上 又は  
有価証券等1億円以上

提出期限： 翌年3月15日

記載内容： 12月31日時点で保有する財産・債務の  
所在地・銘柄別・価額等

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額 100万円未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)

### 【改正後】

提出義務者： 改正前の提出義務者に加えて、  
以下の基準に該当する者も対象とする

- ✓ 財産基準： 「総資産 10 億円以上」  
(所得基準なし)

提出期限： 翌年6月30日

記載内容： 同左

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額 300万円未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)



### 【課題】

- 所得2,000万円以下の者は、仮に高額資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。  
⇒納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できているとは言い難い。
- 「改正前の提出期限(3月15日)までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

(注1) 国外財産調書についても、提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限の緩和及び記載省略の範囲の拡充を行う。

(注2) その他所要の措置を講ずる。

(注3) 令和6年1月1日以後に提出すべき調書(令和5年分以後の調書)について適用する。

## 登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- 登録免許税及び自動車重量税は、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされているが、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、書面申請の場合も含め、クレジットカード等による納付も可能にする。

### 改正前

登録 免許税	申請方法	納付方法
	窓口	現金納付・印紙納付
	オンライン	現金納付・印紙納付・ ネットバンキング等による納付

自動車 重量税	申請方法	納付方法
	窓口	印紙納付
	オンライン	ネットバンキング等による納付



### 改正後

窓口・オンラインでの申請にかかわらず、クレジットカード等による納付を可能とする。

## 【税理士制度の見直し】

# 税理士制度の見直し

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

## 1. ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 税理士の業務におけるICT化の推進
- 事務所設置規制の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃)
- 税務代理の範囲の明確化
- 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化
- 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

## 2. 多様な人材の確保

- 税理士試験の受験資格の見直し(会計学科目の受験資格の不要化、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)

## 3. 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

- 税理士法人の業務範囲の拡充  
(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務)
- 税理士法人社員の法定脱退事由の整備  
(業務停止処分等により法人から脱退することの明確化)
- 懲戒逃れを図る税理士等への対応※  
〔 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備  
元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設 〕
- 税理士懲戒処分の除斥期間の創設(10年)

## 4. その他

- 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備
- 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等※

# 税理士制度の見直し

コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次の見直しが行われた。

## ① ICT化とウィズコロナ時代への対応

業務を行う場所・形態にとらわれない働き方を促進するため、外部に対する表示により税理士業務の本拠（税理士事務所）が明確にされていれば、その業務を行う場所が複数あったとしても税理士事務所の複数設置を禁止する規定に抵触しない取扱いとします。併せて、税理士と離れた場所で業務を行う使用人等の業務の適切性を確保するため、税理士が使用人等の監督をするに当たっての留意点を明確にする等の取組を進めます（令和5年4月1日適用）。

## ② 多様な人材の確保

税理士試験の受験資格を次のとおり緩和します（令和5年度の税理士試験（第73回（予定））から適用）。

受験資格のある方	
改正前	改正後
[会計学科目・税法科目] ①大学等において法律学又は経済学に属する科目を修めた一定の者 ②一定の簿記試験の合格者 ③一定の会計・法律事務経験者 等	[会計学科目] 受験資格を不要化（誰でも制限なく受験可能）
	[税法科目] 左記①で修める必要がある科目の範囲を「社会科学に属する科目」に緩和

## ③ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

税理士が懲戒処分を受ける前に自主廃業することにより懲戒処分を回避する、いわゆる「懲戒逃れ」を抑止するため、在職期間内に税理士法違反行為を行った元税理士に対して、財務大臣が「懲戒処分を受けるべきであったことについて決定」をすることができることとし、その決定を受けた者に対して、懲戒処分に準じた措置（一定期間の再登録不可、官報公告）を講じます（令和5年4月1日以後にした違反行為について適用）。

（出典：財務省HP資料を基に作成）

## 税理士の業務におけるICT化の推進

### 【背景】

- 経済社会のICT化が進展する中で、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況が変化。税理士は、この動きに的確に対応していくことが求められている。

### 【改正後】

- 税理士が取り組むべき上記の方向性を明確にするため、「税理士は、業務のICT化を進める等の取組みを通じて、納税者利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」旨の努力義務規定を設ける(令和4年4月1日施行)。
- 併せて、その取組みが進展するよう、業務のICT化に関する規定を、日本税理士会連合会・税理士会の会則の絶対的記載事項とする(令和5年4月1日施行)。

## 事務所設置規制の改正

	改正前	改正後
法律上の規定	税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。また、複数設けてはならない。	
「事務所」の捉え方	定義:「継続的に税理士業務を執行する場所」 ←判定基準:外部に対する表示の有無、 応接設備の状況、使用人の有無等	定義:「税理士業務の本拠」 ←判定基準:外部に対する表示の有無

設備や使用人の有無といった物理的事実による判定を行わないこととする。  
 → 業務の場所・形態にとらわれない働き方を促進。

※ 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るため、日本税理士会連合会と連携し、使用者税理士による監督義務に関する法令解釈や指針を定める等、運用上の措置を講ずる。

(注)令和5年4月1日から適用する。

# 税理士試験の受験資格の見直し

経済社会の多様化・ICT化が進展する中、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、試験の受験資格について、  
 ① 税法科目より先に受験されることの多い会計学科目について受験資格を不要とし、早期の受験開始を容易にするとともに、  
 ② 活動領域の拡大により、税理士には広く社会に関する基礎的素養が求められていることを踏まえ、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲(履修科目要件)を、「社会科学(に属する科目)」(現行:法律学又は経済学)に拡充する。  
 (注)令和5年4月1日から施行する。

税理士を目指す者

改正前

新設

## 主な受験資格 (→改正①により税法科目のみに適用)

学識			資格	職歴
大学・短大・高専卒業者	大学3年次以上で62単位取得者	一定の専修学校の専門課程修了者	司法試験合格者 公認会計士短答式試験合格者	2年以上の一定の会計・法律事務経験者
【履修科目要件】 法律学又は経済学(1単位以上)			【改正②】 履修科目要件を社会科学全般に緩和	

【改正①】  
会計学に限り  
受験資格を不要化

会計学(2科目)	
簿記論 (必須)	財務諸表論 (必須)

税法(3科目)			
所得税 <sup>※</sup> 国税徴収法	法人税 <sup>※</sup> 住民税又は事業税	相続税	消費税又は酒税 固定資産税

※いずれか必須

〔税法3科目・会計学2科目の計5科目合格により試験合格 → 加えて実務経験(会計事務2年以上等)を満たせば税理士登録が可能〕

# 令和4年度税理士制度の見直し内容等

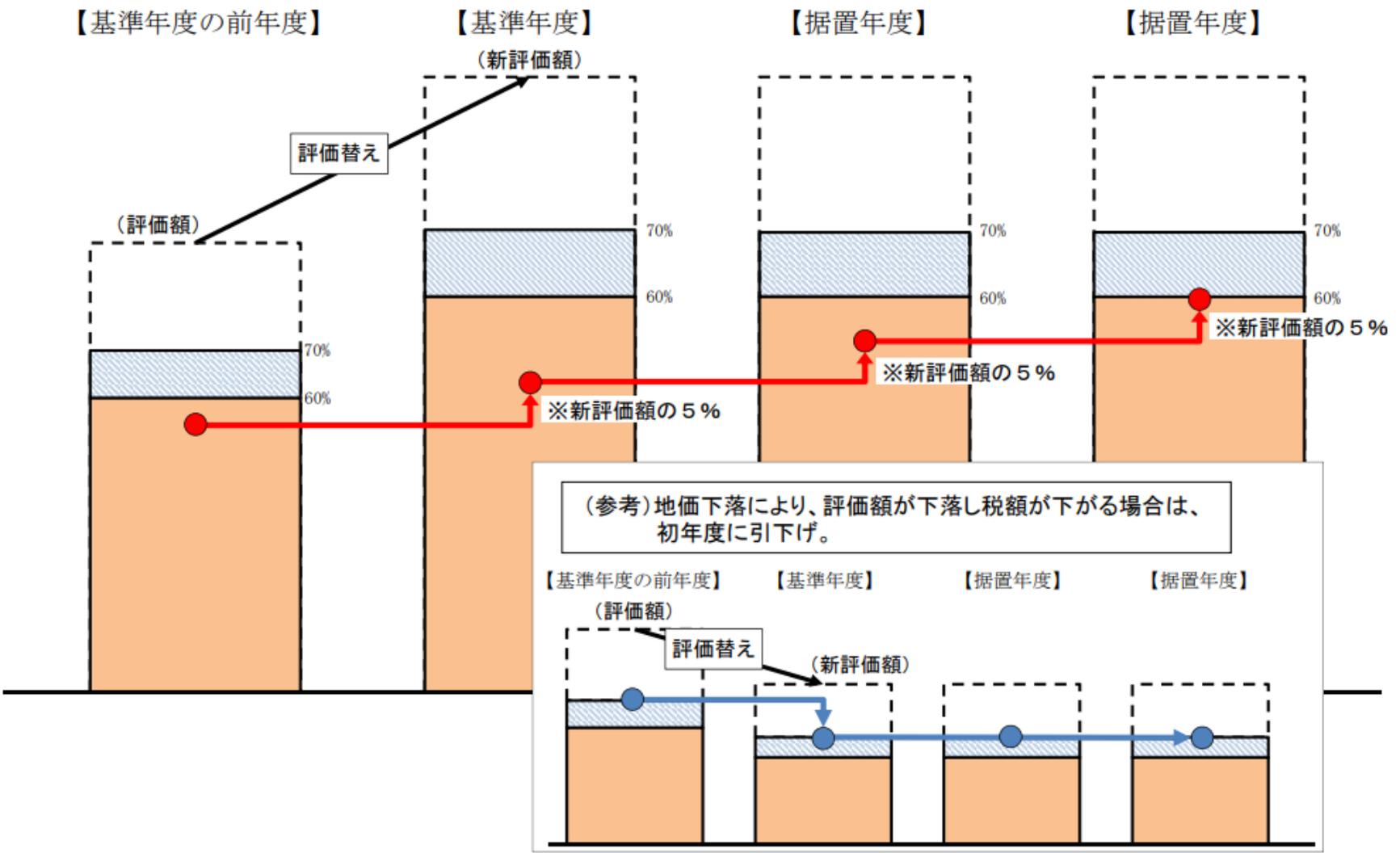
項目	現状・課題	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
<b>I ICT化とウィズコロナ時代への対応</b>				
①税理士の業務のICT化推進の明確化	経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。	法律	① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。 ② 日税連及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更には、財務大臣の認可を必要とする。	① 令和4年4月1日 ② 令和5年4月1日
②税務代理における利便の向上	現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。	規則 通達	① 税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や課税決定通知書等の通知等の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する。 ② 税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する。	① 令和4年4月1日 ② 令和6年4月1日
③税理士会等の通知等の電子化	税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。	政令	日税連における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する。また、その会合における欠席者の議決権行使（意見委任）について、（書面のほか）電磁的記録をもって行うことができることとする。	令和4年4月1日
④電子記録媒体の見直し	税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。	法律	日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、保存媒体を問わず、（書面のほか）電磁的記録をもって作成できることとする。	令和4年4月1日
⑤事務所規定の見直し	税理士業務のICT化や働き方の多様化に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。	通達	税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。また、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。	令和5年4月1日
<b>II 多様な人材の確保</b>				
⑥受験資格要件の見直し	多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。	法律	会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格を不要とする。 また、税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学（に属する科目）」を緩和し、「社会科学（に属する科目）」とする。	令和5年4月1日以後に行われる税理士試験について適用
<b>III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備</b>				
⑦税理士法人の業務範囲の拡充	税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。	規則	税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する。 ・ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓蒙の業務 ・ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等	令和4年4月1日
⑧社員税理士の法定脱退事由の整備	現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。	法律	税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する。 ・ 法43条の規定に該当したこと（他企業における懲戒処分により当該他企業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合） ・ 法45条・法46条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと	令和4年4月1日
⑨懲戒逃れをすする税理士への対応の強化	税理士調査において税理士法違反行為を把握した後、懲戒の手続に付すまでの間に登録抹消を行うことで、懲戒逃れができる状態となっていることを踏まえ、懲戒逃れをすする税理士への対応を強化する方策を整備すべきである。	法律	財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（警告・2年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。決定を受けた者に対しては、懲戒処分と同等の措置を適用する。 ・ 決定したときは、遅滞なくその旨を官報公告する ・ 業務禁止相当の場合、欠格事項に該当する（決定後3年） ・ 業務停止（2年以内）相当の場合、登録拒否事由に該当する（決定後、決定された停止期間内） なお、決定に当たっては、懲戒の手続等及び除斥期間の規定を準用する。	令和5年4月1日以後の違反行為・事実について適用
⑩質問検査権の対象範囲の拡大	税理士法第55条の規定の射程範囲について、「元税理士」及び「にせ税理士」を追加すべきである。	法律	国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴収・質問・検査権限を行使できることとする（罰則措置有）。 ※ にせ税理士に対する調査の規定の整備は、令和4年度税制改正法案には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。	令和5年4月1日以後に行う質問・検査等について適用
⑪関係人等への協力要請制度の創設	課税調査と同様に、税理士法においても、関係者に対する反面調査や官公署への協力要請に係る規定を新たに創設すべきである。	法律	国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする（罰則措置なし）。	令和5年4月1日以後に行う協力要請について適用
⑫税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設	税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除斥される規定を創設すべきである。	法律	懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）。	令和5年4月1日以後の税理士法違反行為・事実について適用
<b>IV その他</b>				
⑬法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定	書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。 また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。	規則 通達	法33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う。	令和6年4月1日
⑭税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し	現状、税理士試験の受験申込書兼写真裏面に添付する写真の規格は、施行規則第二号様式において「上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）」と定められているところ、国際規格で指定されているパスポート（旅券）の規格として「45mm×35mmで顔中心の人物配置」などに改正すべきである。	規則	税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する。 なお、サイズの指定（縦4.5cm×横3.5cm）は変更しない。	令和4年4月1日

## 【地方税】

1. 固定資産税(土地)の負担調整措置
2. 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応等
3. 大法人に対する法人事業所得割の税率の見直し
4. ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し
5. 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応
6. eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大
7. eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大
8. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

## 地価が上昇した土地(商業地等)における負担調整措置のイメージ

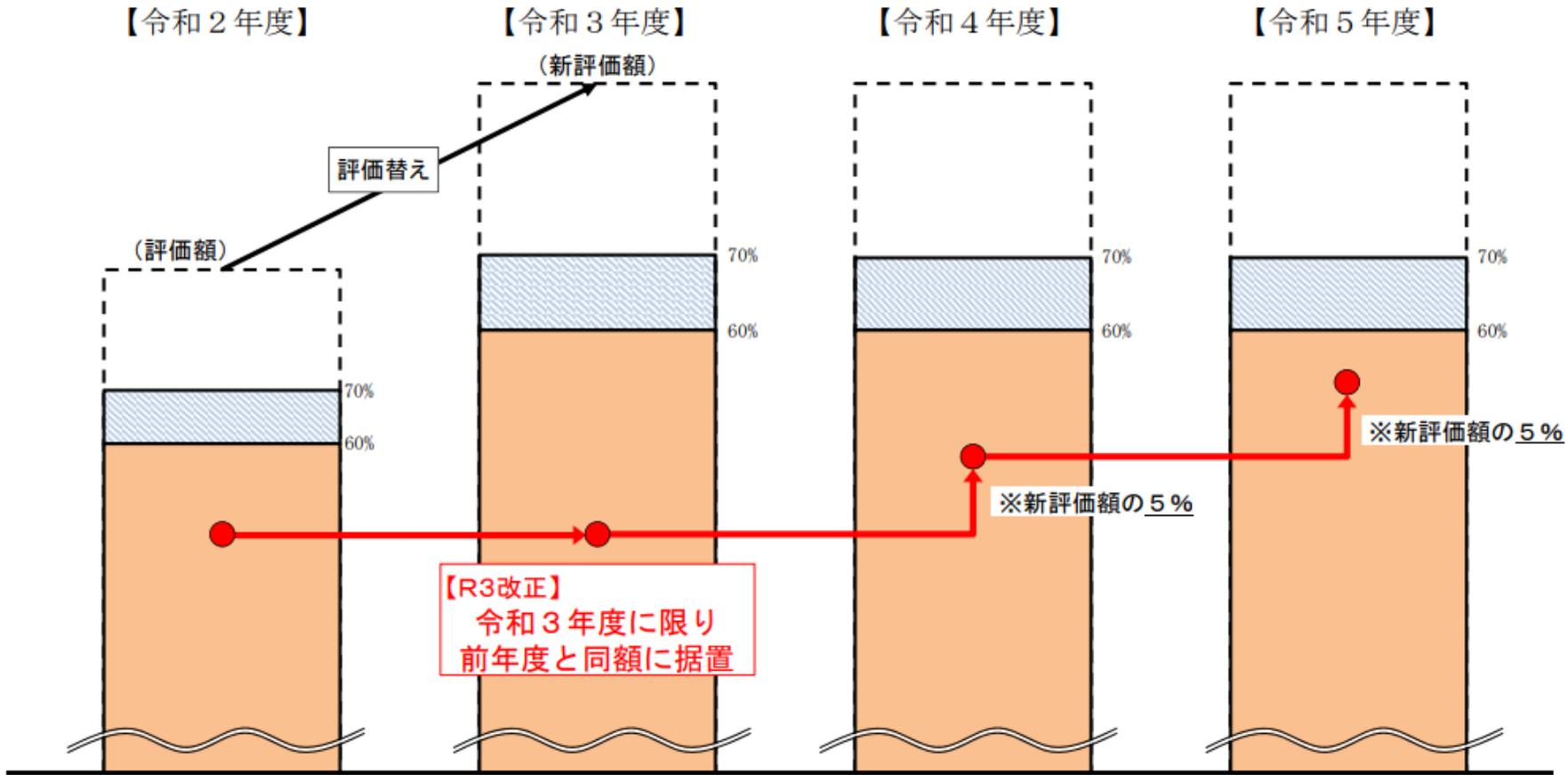
○ 地価上昇により、評価額が上昇し税額が上がる場合は、なだらかに引上げ。



(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

# 固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和4年度改正前(商業地等)

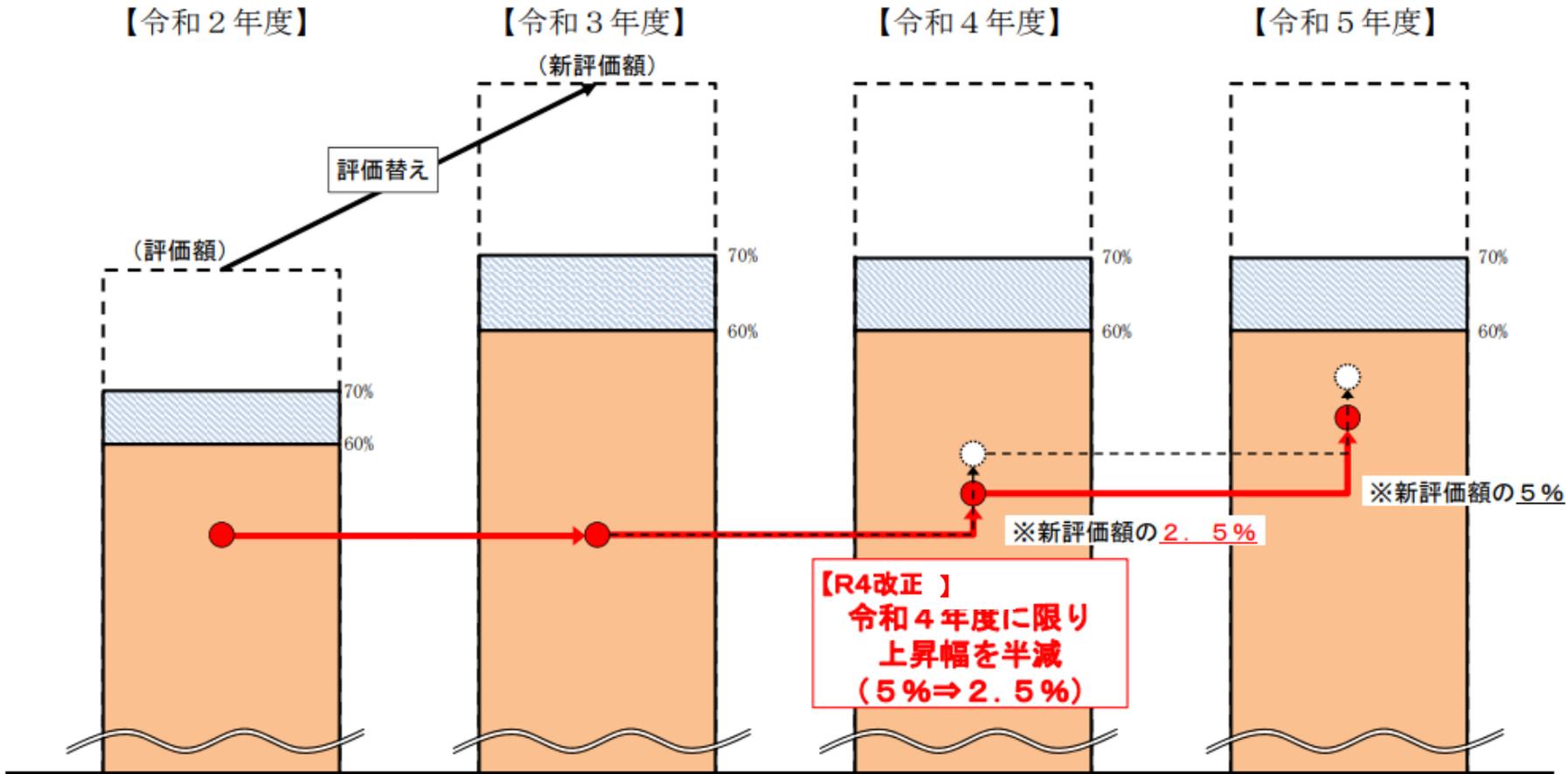


※ 商業地等以外の土地についても、令和3年度に限り前年度と同額に据置。

(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

# 固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和4年度改正 (商業地等)

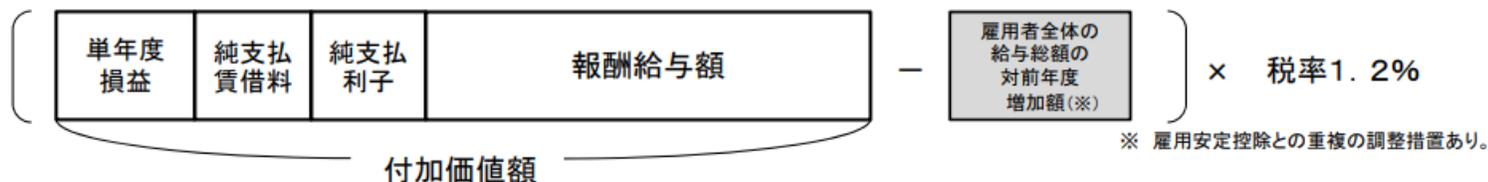


(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

## 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応等

- 法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。  
(2年間の時限措置)

<法人事業税付加価値割の算定(イメージ)>



<適用要件・控除額>

**【改正前】**

**【要件】(法人税と同様)**  
新規雇用者の給与総額: 対前年度増加率2%以上

**【控除額】**  
新規雇用者の給与総額  
(雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限とする。)



**【改正後】**

**【要件】(法人税と同様)**  
継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率3%以上(※)

**【控除額】**  
雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

(※) 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることを要件とする。

※ 別途、中小企業における法人税の所得拡大促進税制の見直しについて、法人住民税法人税割において国税に準じて所要の措置を講ずる。

## 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

- 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の法人事業税所得割について、標準税率を1.0%とする。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
【改正前】	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
【改正後】	1.0% (3.6%)		

(注) 括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率。

- ※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ※ その他所要の措置を講ずる。

(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

## ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し

- ガス供給業について、令和4年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しを行う。

### 1. 見直しの対象

- 製造・小売事業に係る課税方式を見直し。

### 2. 課税方式・税率

#### (1) 導管部門の法的分離の対象となる法人等

- 課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。
- 税率は以下のとおり(括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。)

【改正前】 収入割1.3%(1.0%) → 【改正後】 収入割0.78%(0.48%)、付加価値割0.77%、資本割0.32%

※ 特別法人事業税の税率を以下のとおり見直し  
(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の62.5%

#### (2) (1)以外の法人

- 他の一般の事業と同様とする。



※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 代替財源として、導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止(所要の経過措置)。

(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

## 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

- 所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。

### 《個人住民税における控除限度額》

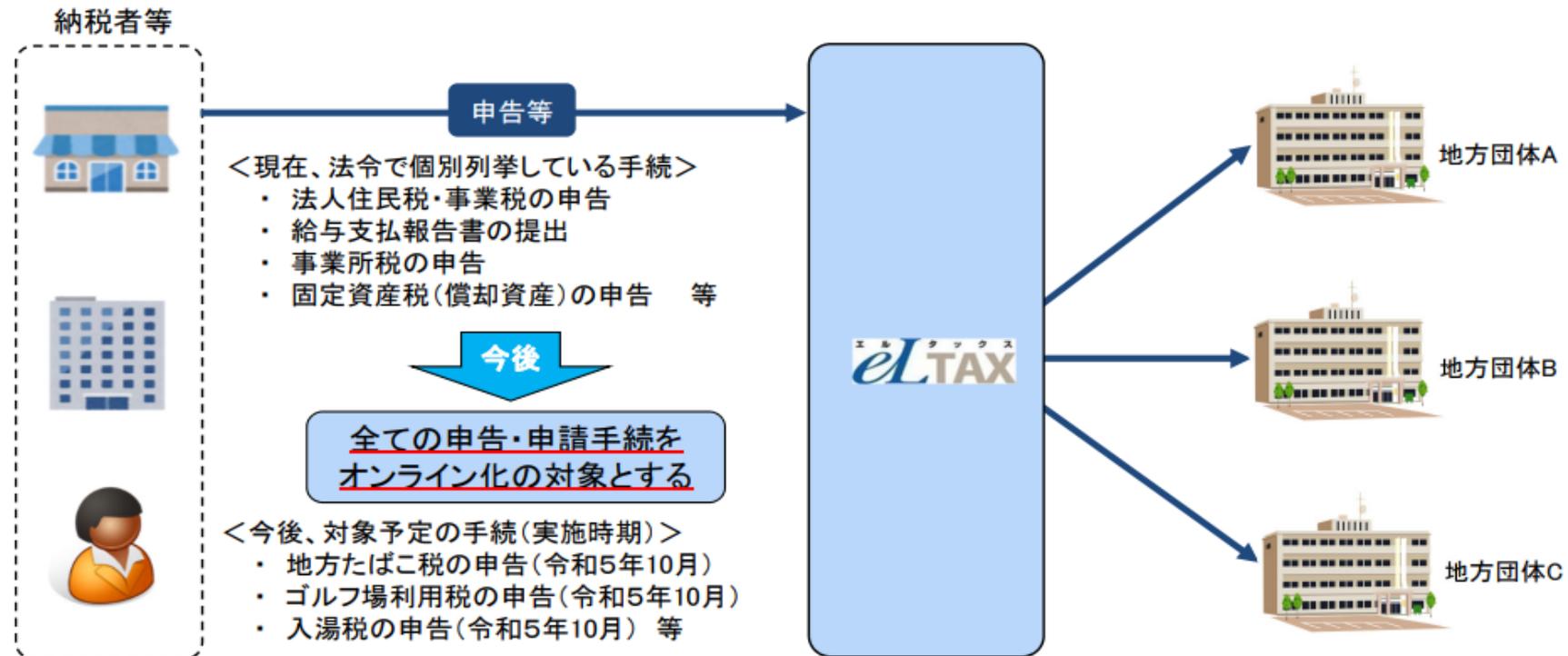
居住年	令和4年～令和7年
控除限度額	<u>所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)</u>

- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

## eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

- eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
- 今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講ずる。

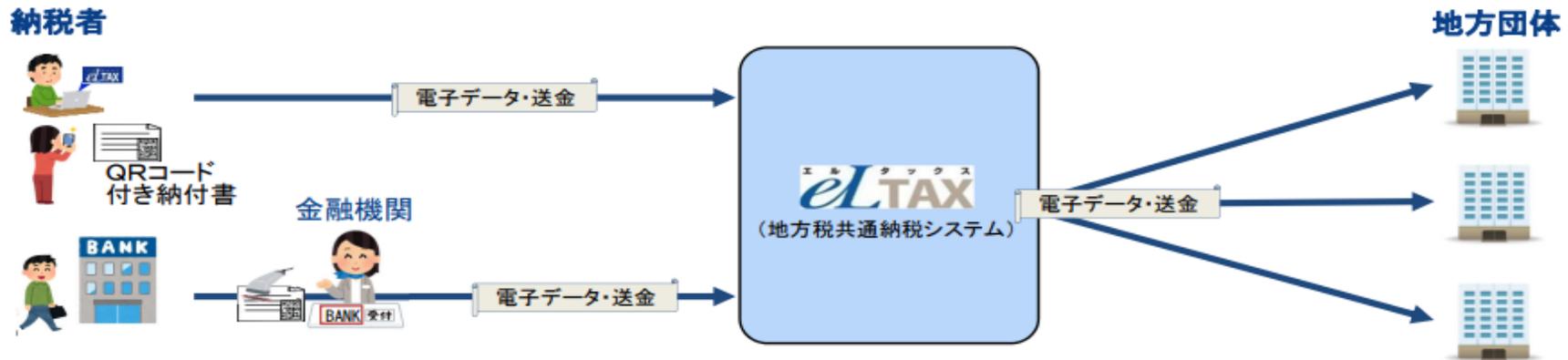
※ 令和4年4月1日施行。



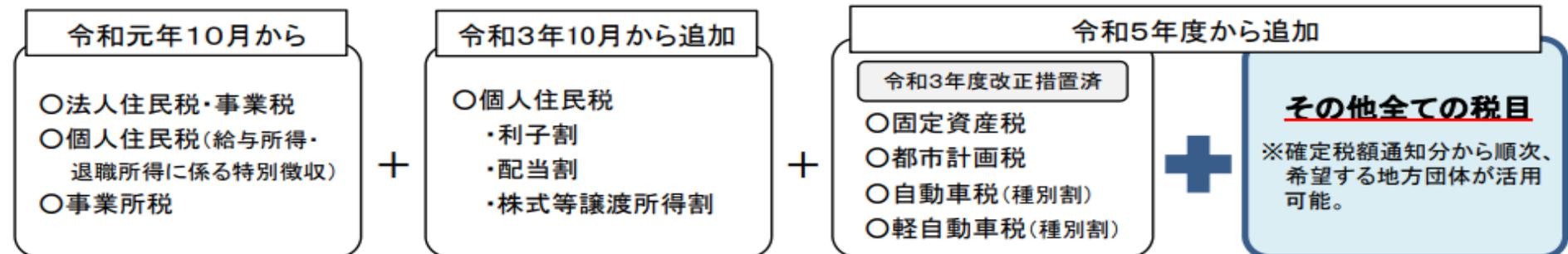
## eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大

- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
  - 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。
- ※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

### ■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



### ■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



(出典：R4.1.20税制調査会総務省作成資料を基に作成。)

## 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し(地方税)

- 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式については、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できることとされていた(申告不要・申告分離課税・総合課税)。
- しかし、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税の申告が必要等、事務負担が大きいことから、個人住民税と所得税の課税方式を一致させることとされた。
- この際、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われた。
- この改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用される。

# プロフィール

松崎 啓介(まつざき けいすけ)

松崎啓介税理士事務所 税理士

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

(平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当)

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「国税通則法精解」(共著:大蔵財務協会)、「コンメンタール国税通則法」(共著:第一法規)、「電子帳簿保存法がこう変わる!～DXが進む経理・税務のポイント」「もっとよくわかる電子帳簿保存法がこう変わる!」「週刊税務通信(2021.10) Q&Aでわかる データ保存が義務となる電子取引の対応方法(前編・後編)」「週刊税務通信(2022.2) 電子取引制度 宥恕措置の概要と今後の電子保存対応」(税務研究会)、「税理2021.4月臨時増刊号 税務手続のデジタル化ーその実務と課題」、「税理2021.9月号 改正電子帳簿保存法は企業経理の電子化を押し進める好機～その全体像と事前対策」「月刊税理2022年3月号巻頭言 電子取引情報の電子データの保存への宥恕措置とやむを得ない事情」(ぎょうせい)、「旬刊経理情報 2022.2.1号 改正電帳法の宥恕措置等の実務への影響」(中央経済社)、「中小企業が知っておきたい! 電子帳簿保存法 ポイントと対応」(清文社)等書籍や記事を多数執筆。

